

平成30年第 2 回定例会

(第 2 日)

平成30年 6 月11日

平成30年第2回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成30年6月11日（月）
午前10時03分開議

第1 一般質問

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（19名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	—	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	石 田 善 久
企画財政部長	須 藤 俊 弘	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	今 井 匡 己
健康福祉部長	三 上 裕 樹	監査委員事務局長	三 上 庚 也
経 済 部 長	西 谷 司	教 育 長	柴 田 正 人
建 設 部 長	木 村 雅 博	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	山 田 一 敏	代表監査委員	鳴 海 和 正

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	一 戸 岬
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時03分 開議

○議長
(齋藤政子議員)

ただいまの出席議員は19名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設けておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は質問席に移動して最初の質問の際は、挙手のうえ議席番号を教えてください。なお、次の質問からは、議席番号は省略して結構でございます。

また、特別職を除いた市職員は挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

配付しております一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名でございます。

本日は、第1席から第5席までを予定しております。

第1席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

原田 淳議員の一般質問を許可します。

○議長

○10番

(原田 淳議員)

ただいま議長より一般質問の許可を得ました、第1席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

議員の皆さんも知っていると思いますが、大変うれしいニュースが2つありました。

まず1つは、柏木農業高校の生徒たちがつくったリンゴジャム等3種類が台湾の台北、台中市で日本の加工品を販売している総合商社で仕入れることが決まったと報道されておりました。

平成29年から同校で製造したリンゴジュースを総合商社へ輸出しており、今年総合商社にリンゴジュース以外の加工品の取り扱いを直接、同校の生徒が交渉した結果、数は少ないのですが、3種類のリンゴジャム等計60個が輸出されるそうです。

市としても、市内にある柏木農業高校へ何らかの形での協力、応援をしていただきたいと思います。

もう1つは、当市の助成制度で骨髄移植ドナーに対して奨励金が初めて利用されたそうです。

当市の43歳の白血球の型が関東地方の女性患者の白血球の型と一致したことにより移植手術を行い、成功したと新聞に掲載されておりました。当市の助成制度が利用され、そして尊い命が救われたことに対して、私は平川市民として誇らしく、非常にうれしく、本当に感動しました。いち早く当市でこの助成制度を予算提案した方は、聞くところによれば、何と長尾市長だそうです。すごいことだと思っております。

それでは、通告にしたがいまして質問をしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

1. 墓地公園（ひらかわ市民の森）のトイレの早期改修（改築）についてお伺いいたします。

ひらかわ市民の森、私たちは通称墓地公園と呼んでいますので、これか

ら墓地公園と呼ばせていただきます。

やはり私はトイレに縁があるのでしょうか。

今年は平成30年です。実は平成27年第1回定例会、3月3日の議会の初日に20番議員の齋藤英仁議員より、墓地公園のくみ取りトイレを、水洗化とは言っていませんが近代的なトイレにするべきではないかと指摘しておりました。

当時の総務部長から次のような答弁があり、会議録に残っております。

「いまちょっと特定されませんで、すみませんでした。あそこのトイレは水洗でないという状況でして、市民にも大分御迷惑がかかっていると思いますので、来年以降にみんなで検討してですね、水洗にするようにしたいと思いますので、よろしく願います。」と答弁をしております。

さて、あれから4年目となりますが、いまだに何ら動きがないように思っております。担当課では予算要求をしたことがあるのかどうか、わかりませんが。私はあえて、ポットン式トイレと言わせていただきます。

当市の墓地公園のポットン式トイレは、隣の中国と簡単に比較はできないにしても、中国のトイレと言えば、あまりにも有名なのがニーハオ。隣のトイレとの境目がなく、ただ便器が横にいくつも並んでいるだけで、隣で用を足す人に「ニーハオ。」と声をかけられるという意味で名づけられたそうです。中国のトイレは、非常に不衛生なトイレのイメージしかなくなったわけです。

今や、その光景がなくなり、日本の清潔なトイレ状況に追いつき追い越せと、習近平国家主席は公衆トイレの水洗化へ向けて「トイレ革命」を推進するよう通達を出したそうです。そのことにより中国全土においてトイレ改修、改築が大々的に行われ、トイレ事情は目覚しく変わってきたと言われております。

当市の墓地公園のトイレは、中国のニーハオトイレ、ここまではひどくはないのですが、女子トイレにおいてはかなり開放的に思われます。いずれにしろ非常に大きな問題があると思っております。

私は昨年から3回にわたり、一般質問で小・中学校の和式トイレを洋式トイレに改修していただきたいと言ってきました。各課においては、学校のことだから教育委員会で対応すればいいことで、当課では関係ないと思っていたのかどうかわかりませんが、自分の課で管理しているトイレはどのようなかと、いま一度確認するべきではなかったと思っております。

この墓地公園のポットン式トイレは、非常に環境衛生上よくないと思っております。

墓地公園、公園ということで、若干ではありますが遊具があります。気候が陽気になりますと近くの保育園や、また土日など子どもを連れて家族で公園に遊びに来ているそうです。

保育園児にとってはポットン式トイレは非常に危険だと、保育園の先生方や遊びに来ているお母さん方が言っております。

私は、どうなっているのか現場を再確認しに行きました。女子和式トイレ2個、男子和式トイレ大1個、障がい者用洋式トイレ1個、すべて下が見えているポットン式トイレとなっております。下をのぞいて見ますと、かなり深く、怖いと感じました。園児を1人で用を足させるにはあまりにも危険ではないかと改めて感じて来ました。園児では、誤って便座からスットンと落ちてしまう可能性があるのではないかと。

このようなことから、保育所の先生方も園児をトイレに1人で行かせることは危険過ぎて、付き添って用を足させているそうです。おかしなもので、子どもたちの1人がトイレと言うと、僕も、私もということが多分にあると言います。

墓地公園のポットン式トイレを担当課では当然知っていたことで、非常に危険であること、そしてまた不衛生な環境であること、夏場になると悪臭や害虫の発生などの原因となることも課では十分に認識していたと思っております。

このようなことから、1日も早い機会に改修あるいは改築していただきたいと思っております。

どうか答弁をよろしく願いいたします。

市長、答弁願います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

原田 淳議員の墓地公園のトイレの改修についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、平成27年の3月議会、齋藤英仁議員の御質問に市のほうで答えをしております。その後の見直し等についての御質問でありますけれど、水洗化に向けた動きについては、平成25年度から長期総合計画の中で、ひらかわ市民の森を計画的に整備していく修繕事業の一つとして、水洗化工事を平成31年度から着手する予定としておりました。

背景としましては、検討を始めた時点で、ひらかわ市民の森が整備後20年を経過しておりましたので、園路や木製階段等の老朽化が進み、これらの補修の必要性、補修の時期なども含め総合的に検討していたところであります。

議員御指摘の水洗化工事につきましては、早期に着手することが最善ではございますが、工事に伴う合併処理浄化槽の設置場所が駐車場の一面を予定しているため、舗装の仕上がりなどを考えますと、冬期間の工事は避けたいと考えております。

従いまして、平成31年度において予算化できるよう関係機関と協議し、改修工事に向けて準備を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解をくださるようお願いいたします。

なお、改修工事に着手するまでは、危険回避のため、簡易設置型洋式トイレを既存便器に取り付けして対応したところがございます。改修工事が完了するまでの間、利用者の皆様には御不便をおかけすることになりますが、水洗化したトイレの利用については、あしげ堤親水公園トイレへ誘導

したいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

27年の3月に齋藤議員から指摘を受けて、今年で4年目です。長計で31年度に改修する計画であるとするならば、指摘されて5年目となります。危険で不衛生な場所を5年もほったらかしにすることになります。危険度や不衛生などを考慮すれば、優先度がかなり高いと思っておりますが、そのことについてはどう思っていますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

危険度に関しましては、私も現場を見させていただきまして、子ども、特に幼児が一人で用を足すのは危険であるというふうに感じております。改めて担当課がトイレの状況を確認したところ、幼児にとって危険である旨の報告を受けましたので、応急対策として、先ほど申し上げましたが、簡易設置型洋式トイレの整備と水洗化工事を進めるように指示をしたところでありますのでよろしくお願いいたします。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

担当課が確認をして危険であるということで、その対応をしていくということですが、一般質問が出たということで改めて確認したと思っておりますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

原田議員の御質問にお答えをいたします。

全くそのとおりでございます。5月の質問を受けてから改めて確認して、そういうふうな対応、危険回避の対応を取らせていただくことといたしました。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

当時の総務部長の答弁では、市民に大分御迷惑をかけていると。大分とはどういうことなのか。市民に大分とはどれくらい迷惑をかけているのか。その辺の認識についてお聞かせいただきたいと思っております。

私は、大分ではなく大変御迷惑をかけていると訂正していただきたいと思っているくらいです。いずれにいたしましても大分御迷惑をかけていることについての認識をお聞かせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

お答えいたします。当時の古川部長が、大分御迷惑をおかけしているというふうな発言をしたかと思えますけれども、多分一般的に、今日にあってはくみ取り式のトイレについては時代に合わなくなっているというのが現状であると思っております。そのような中で、利用者にとって悪臭とかなどで不快な思いをさせているのではないかというふうな意味で、御迷惑をおかけしているというふうな発言をしたかと思っておりますので、今後は一刻も早く解消できるように努めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

私、大分ということでちょっと調べてみましたが、大分とは、相当あるいは思った以上という意味だそうです。つまり、市民に対して相当、思った以上に迷惑がかかっているのだと、総務部長は言っております。そして、来年以降にみんなで検討して水洗にするようにしたいと。なぜ、来年以降と言ったのか、これは推測ですけれども、27年の3月議会に指摘されておりますので、26年度の年度末です。4月から新年度となることから、来年以降とは、来年度以降にみんなで検討して水洗にしたいと答弁をしたのではないかと考えております。

そして、その検討した結果は、いつ、だれと検討したのかわかりませんが、何とその結果が5年後の31年度に改修すると。先ほども、何度も言っておりますが、このような危険な場所、そして不衛生な所を指摘されてから5年目の31年度に改修すると。これでは市民は納得しないと思っております。市民に大分迷惑をかけているので、31年度、5年後に改修。これは少なくとも20番議員の齋藤議員に、その検討の結果をお知らせしましたか。どうです。

○議長
○総務部長
(齋藤久世志)

総務部長。

通常であれば一般質問等の検討状況等については、期間をおいて検討した結果をお知らせしておるわけですけれども、この初日に齋藤英仁議員の質問に1分間の休憩を挟んだ後に回答しているということでございましたので、このことについては引き続き検討事項ということで、ずっと毎年のローリングの中で議論しておりましたので、その後の検討状況については齋藤議員にお知らせはしておりませんでした。

○議長
○10番
(原田 淳議員)

原田議員。

齋藤議員にもお知らせしていないと、長計でローリングして話し合ってきたと、それがローリングした結果が31年度に改修するんだと。担当課では、指摘されるかなり前から墓地公園のポットン式トイレのことは、もちろん知っていたわけです。齋藤議員に指摘された後に検討したのであれば、あの危険で汚い不衛生なトイレをもっと早く何とかしようとしなかったのか。誠に残念なことです。市民に対して大分、相当、思った以上に迷惑をかけていると答弁をしております。そして、議会の本会議においてポットン式トイレはあまりにも危険であること、また非常に不衛生であることから、早急に対応するべきではないかと指摘を受けました。今後、何らかの問題が発生した場合には、この行政の対応の遅れが大変大きな問題となるのではないかと考えております。いつどのようなことが起こるかわかりません。問題が発生する前に一刻も早い対応をしていただきたいと思っております。

○議長
○市長

年度中に何とか対応していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長。

議員御指摘のとおり、利用者の皆さんに大変御迷惑、御不便をおかけし

(長尾忠行)

ているというのは事実でございますし、年度中の発注も検討はいたしました
が、先ほど申し上げましたとおり冬場の工事に絡むことでありますので、
来年度予算、当初予算に計上して来年度早々に取り組みたいということで
ございます。

応急措置として、簡易式の洋式便器を上のほうにつけさせていただいて、
少しでも危険を回避できたらということでそういう措置をさせていただい
たということでございます。

○議長

原田議員。

○10番

よく、他市町村の方から「平川市はお金が余ってしまっているだべ。」と
言われます。

(原田 淳議員)

29年度の末において基金が約101億円、起債が約113億円、28年度の公債
費比率は13.8%、29年度には13%を切るようでして、県内ではトップクラ
スの健全財政ではないかと思っております。今年度の当市の予算編成の考
え方は、社会・経済環境に適切に対応しつつ、限りある財源を効果的かつ
効率的に活用すると。

私は、市民に迷惑をかけている所、特に危険と思われる場所、また不衛
生な所を早急に適切に対応してまいるべきではないかと思っております。
市民の声に耳を傾け、市民が希望、望むことに対してこたえていただきた
いと思っております。健全財政、しかし、中身を見れば墓地公園のような
所もあるわけでして、市民がかわいそうです。冬場でも、住宅の建設が今
数多く行われています。私は冬の住宅建設はあまりよくないのではなかろ
うかと思っておりましたが、今は資材、材料がよくなっていることから問
題ないそうです。

そのようなことから、水洗化は今や最低限度の生活環境の整備と言っ
ても過言ではないと私は思っております。もう市民に我慢していただくの
ではなく、最低レベルのトイレ環境整備を早い機会に市民に与えてほしい
と思います。

6月議会後に見積もりをいただき、9月議会において予算化をし、その
後入札、設備工事となれば年度内に完成すると思っております。そして、
来年度早々から使用可能となるのではないかと思います。

市長、年度中に水洗化していただけないでしょうか。市長がやると言え
ばできるんです、絶対に。いま一度、お願いします。

○議長

市長。

○市長

先ほども御答弁申し上げましたが、冬場の工事が本当は可能かどうかと
いうことにつきましてもさまざま検討させていただいて、冬場の工事も支
障なく可能であるというのであれば年度内ということも考えてまいりたい
と思います。それがさまざま後で弊害が出てくるというようなことがある
ようであれば、来年度ということにさせていただきたいと思っておりますの
でよろしくお願ひいたします。

(長尾忠行)

○議長

原田議員。

○10番
(原田 淳議員)

できる限り年度内にお願いしたいと思います。これはこれで終わります。

次に、2. 市内公共施設の使用料金についてでございます。市民の健康増進のため使用料を無料、半額にできないか。

当市の公共施設の使用料金は、教育施設がほとんどとなっています。室内温水プール、ひらかドーム、テニスコート、野球場など教育施設では13施設の使用料金が平川市民であっても発生いたします。特に使用されていると思われる施設、室内温水プール、ドームのトレーニングルーム、テニスコート等ではないでしょうか。

さて、使用料は一般の方でプールの使用料は1回310円、高校生210円、小・中学生100円、未就学児だけは無料となっております。また、プールには回数券を購入すれば一般の方で11回分で3,100円、高校生2,100円、小・中学生は1,000円となり1回分の使用料が得するようになっております。ひらかドームの中のトレーニングルームは大人1回210円、高校生110円、テニスコートは1面1時間当たり310円となっております。トレーニングルーム、テニスコートにおいては回数券が発行されておられません。

平川市運動施設条例の第18条、第24条、施行規則第9条等において市長及び教育長が認めたときは使用料、利用料の減額または免除となります。また、施行規則第17条においては、指定管理者による利用料金の減免とあり、あらかじめ市長の承認を得て減額または免除ができることになっています。市内の各種団体が減免申請をすれば、ほとんど免除となっているようです。いいことだと思っております。

さて、隣の弘前市の教育関係施設、市民体育館、サンライフ弘前、克雪トレーニングセンター、温水プール等における使用料について、次のいずれかに該当する場合、使用料は無料となっています。市内に住所のある、65歳以上の人、また、身障者等で手帳の交付を受けている人や市内にある障がい者療養施設に入居している人、さらに市内に住所のある小・中学生の児童及び生徒、外国人留学生等々が使用料が無料となっております。また、サンライフ弘前の施設内にある体育室、トレーニング室等の使用料については回数券が発行されており、1回210円の使用料が回数券を購入すると15回券で2,100円と5回分多くなっております。

黒石市のスポーツ交流センターでは、利用者が昨年より6.1%増の延べ3万5,000人となったと新聞に載っていました。その理由は、料金が安く気軽に利用できることだそうです。

当市だけではございませんけれども、他市町村においても同様に、公共施設は市民のための施設として建設されたものと思っております。できるだけ数多くの市民に利用していただかなければ建設した意味がないのではないのでしょうか。市民のために建設された公共施設は、市民に利用されてなんぼの世界だと思っております。市民にとって、公共施設の使用についての問題が使用料金であったならば、誠に残念なことではないのでしょうか。料金について市民より、市内の施設の使用等について他市町村の方々と一

緒の使用料金を払わなければならないのかという不満の声が聞こえてきております。施設の改修、改築となりますと、平川市民の税金が投入されることとなります。これら教育委員会が管理する運動施設は、特に平川市民が運動に親しみ、そして親しみながら健康維持、増進のための施設ではないかと思っております。気軽により多くの市民に施設を利用していただけるよう、使用・利用料金の無料化あるいは半額等にしていただくことはできないものでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

原田議員の御質問、市内運動施設の使用料について市民の健康増進のため使用料無料、あるいは半額にできないかについてお答えいたします。

(柴田正人)

市内運動施設は、スポーツ活動や健康づくりのために利用されております。この運動施設を利用する人は特定の人に限定されていることから、利用者から利用の対価として使用料をいただいております。運動施設は、安心安全な施設として利用できることが大切であり、施設の修繕や改修、光熱水費等の維持管理費につきましては、使用料と合わせ市が負担しております。

現在、運動施設は市内小・中学校の学校体育活動、平川市体育協会に加盟している団体等で利用する場合、使用料は無料としておりますが、御提案の無料あるいは半額につきましては、運動施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保する観点から、利用者からは使用料をいただいております。使用料を無料化することで、指定管理費の増額、ひらかドーム及び平賀テニスコートなど直営で管理している運動施設の維持管理費の増額となることから、今すぐに無料化することは難しいことと考えております。

議員御指摘のとおり、多くの市民が運動に親しみ楽しみながら健康維持増進することは、スポーツ振興を図る上においても意義あることと考えております。このことから運動施設が多くの市民にとって気軽に、より利用しやすくなるよう、回数券導入について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

原田議員。

○10番

当市においては、平成27年10月25日に健康づくり宣言をするとともに、基本条例を施行し、市民の皆様と関係団体及び平川市が一体となって健康づくりに取り組み、健康長寿のまちづくり青森県ナンバーワンを目指すとしております。

(原田 淳議員)

教育委員会で管理している施設、運動施設ですが幼児から一般の方まで利用できる健康の維持、増進のための健康施設でもあるのではないのでしょうか。これら施設は、健康づくりの公共施設であり、多くの市民に利用していただくために建設したものだと思っております。数多くの市民に利用していただかなければ、市民のために建設した意味がないのではないのでしょうか。運動だけではございませんが、継続は力なりと、継続することに

よりその効果が出てくるのであって、一時的に運動したとしてもあまり効果はないのではないかと考えております。トレーニングルームは1回210円、週に2、3回利用すると月に2,000~3,000円かかります。毎月となりますと利用したくても行けなくなります。自分の健康を維持するにも、お金がかかってくれば途中でやめてしまいます。市民がなかなか施設を利用できない理由が使用料金であれば、まことに寂しい限りではないでしょうか。運動施設の利用者の増加となるように、教育施設でありながら健康づくりの施設として数多くの市民に利用していただけるような施設を目指していただきたいと考えております。

また、当市には温泉公衆浴場が多数あります。ほとんどの温泉では、安く入浴券の回数券を販売しています。ある公衆浴場では、平川市民には入浴料金を他市町村の方よりも特別安くしているところもございます。ぜひ教育施設の使用・利用料金を市民のために見直しあるいは回数券等を検討していただければと考えております。この件については、これで終わります。

次に、新庁舎建設について。

①新庁舎にエレベーターが2基も必要なのか。

現在の庁舎は昭和54年に建設され39年となります。老朽化が進み、さらに耐震性に問題があることから、新たに本庁舎建設総事業費約55億円、当市にとって40年に一度の一大事業となります。私は、新庁舎建設に当たっては基本的に賛成する者です。

さて現在の進捗状況を見ますと、基本設計案について今は市民からパブリックコメントを募集しているようです。計画では7月中に基本設計をとりまとめて、年度内に実施設計の完成を目指しているようです。近々、庁舎内の課の配置等が決まり、新庁舎の全貌が見えてくるのではないのでしょうか。非常に期待しているところでございます。基本設計を見ますと、私にとって腑に落ちないと言いましょいか、納得しがたいところがありますので基本設計の段階に言っておかないと、実施設計に入ってしまうと変更などは非常に難しくなりますので今、言わせていただきます。

基本設計を見ますと、来庁者入口付近に配置予定となっているエレベーターはストレッチャーを乗せることができる大きな物ではないのでしょうか。ストレッチャーを乗せて利用されることが何十年に1度あるかわかりません。しかし、この大きなエレベーターは是が非でも必要だと思えます。もう1基の小さいと思われるエレベーターは会計課の隣に配置予定となっているようです。位置的にこのエレベーターは、市民にはほとんど利用されることはないのではないのでしょうか。新庁舎は3階建てとなっていることから、職員もまた利用することは少ないのではないかと、むしろ職員が荷物の搬入、搬出時に利用されるのではないかと考えております。新庁舎のこのスペースでエレベーター2基も必要ないのではないかと、来庁者入り口付近にストレッチャーを乗せることができるエレベーター1基あれば十

分対応できるのではないかと考えております。2基ともなりますと定期点検料など経済的に無駄なことを考えます。基本設計には、エレベーター2基配置されるような計画となっております。どうしてエレベーターが2基も必要なのか教えてください。

②市民ホールと職員ロッカールームの配置についてです。

市民ホールの配置は、市民のコミュニケーションづくりをしていくのに必要であると考えております。ただ、その配置場所です。市民ホールは地下ではないのですが、そのような場所になるようです。いろいろなイベント等を行ったとしても、そのイベントに興味ある人は来るでしょう。しかし、1、2、3階のフロアに用事があって来た市民がわざわざ下に降りて見ていくでしょうか。なかなかないのではないかと心配しているところです。基本設計で予定されている市民ホールの場所に職員のロッカールームと休憩室を移動し、職員のロッカールーム、休憩室は最高の場所に配置予定となっております。この1階フロアの入り口付近に市民ホールを配置したならば、1、2、3階のフロアに用事に来た市民の目にも届きやすく、何を開催しているのかと思い、少し中を見て行こうということになるのではないのでしょうか。市民ホールと職員ロッカールーム、休憩室の配置転換をしてはどうでしょうか。よろしくお願いたします。

市長。

原田議員の新庁舎建設についての御質問、2点についてお答えをいたします。

まず、新庁舎にエレベーターが2基も必要なのかという問いでありますけれど、エレベーターはさまざまな用途で来庁する方の利便性を考慮し、車いすやベビーカー利用者、足腰の不自由な方などへのバリアフリー対策として設置するものとしております。基本設計案では、2基のうち1基は市民などの来庁者専用として、もう1基は主に清掃等維持管理や荷物運搬等として利用することを考え、2基設置する計画としております。1基とした場合は、来庁者利用と業務利用を兼用することになり、荷台での利用や資機材等の運搬の際に、来庁者の待ち時間が長くなり御不便をおかけすること、また大きな荷物等と一緒に市民が乗ることで不快な思いをおかけすることなどの理由から、2基設置としたものでございます。エレベーターを2基設置することにより、多くの方が快適に利用することができるものでありますことを御理解をいただきたいと思っております。

次に、市民ホールと職員ロッカールームの配置についてであります。この市民ホールと職員ロッカーを入れかえてはどうかという御意見であります。まずグランドフロア階に配置する市民ホールで想定している活用方法は、期日前投票所や税申告会場などの行政利用のほか、市民が安らげる空間として日常的に休憩や懇談、展示やイベントなどに利用し、気軽に立ち寄れる場所となるように考えております。

市民ホールを設置するグランドフロア階は、歩行者は駅前通りから段差

○議長

○市長

(長尾忠行)

なくアクセスすることができ、車でお越しの方は西駐車場からアクセスすることができます。1階にお越しいただいた場合でもエレベーターや中央吹き抜け階段で行くことができ、すべての方向からアクセスが良好であることから、市民ホールの設置場所としては、グランドフロア階が最良の場所にあると思っております。

職員ロッカールームは庁舎東側の職員用の通用口付近に配置しており、メインエントランスから遠い場所にあり、またセキュリティライン区域内となることから、入れかえは困難であると考えます。市民ホールを配置するグランドフロア階は、ねふた広場と一体的に活用してにぎわいを果たせる効果を考えており、仮に職員ロッカールームをグランドフロア階に配置した場合は、その効果が半減されるものであります。

ねふた広場や庁舎ににぎわいを創出するため、グランドフロア階に市民ホールを配置したことを御理解いただきたいと思っております。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

エレベーターは2基は必要だと、市民に御迷惑をかけないようにということでした。現在のエレベーター、本庁舎は11名乗ることができます。尾上庁舎にもエレベーターがありますけれども、11名乗れます。今までこのエレベーターの使用について、市民から苦情等きたことはあるでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

私の知る範囲では、そのような苦情はなかったように思っております。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

今、市長の答弁では市民に御不便あるいは御迷惑をかけないように2基必要だということでした。

平成28年1月に埼玉県北本市に行きました、議員研修で。ここに2基エレベーターがあったわけです。一つは、ストレッチャーを乗せることができる大きなエレベーターでした。もう一つは小さいやつです。この小さいやつが市民の正面付近にありました。ストレッチャーを乗せることのできる大きなエレベーターは、入り口付近からかなり離れたところにあったわけです。なぜかということ、入り口付近にあることによって市民が大きなやつを使うと。そうすると経済的に非常に無駄であることから、普段は使用させていないということでした。特別、私たち議員はその大きなエレベーターに乗せていただきましたけれども。

当市においても、もしエレベーター2基どうしても必要だということであれば、入り口付近に市民が使いやすいような小さなエレベーターを設置し、大きいストレッチャーを乗せることができるエレベーターは今、計画している会計課の付近にその大きいのを設置すればいいのではないかと考えておりますが、その辺についてどう思いますか。

○議長

市長。

○市長

エレベーターの設置位置についての再質問にお答えをいたします。来庁

(長尾忠行)

者用エレベーターは、来庁者がわかりやすく移動しやすい動線を考慮し、メインエントランスや総合案内の近くに設置し、もう1基は庁舎奥の執務室付近に設置しております。

来庁者用は患者搬送用ストレッチャー対応で、もう1基は通常のものとしており、そのエレベーターを維持管理費の観点からも入れかえてみてはどうかとの御意見でございますが、新本庁舎においては、土日にもグランドフロア階や3階カフェスペースを開放するため、来庁者用エレベーターは土日にも運転いたします。もう1基のほうは、セキュリティ区域内にあるため、市民が土日に立ち入ることができないことから、もし万が一、3階カフェスペースを利用している方が倒れ、救急隊員がストレッチャーで迅速に搬送するためには、セキュリティ区域外にある来庁者用を利用する必要があります。

また、来庁者用エレベーターは、2階に配置する経済部や農業委員会事務局へ訪れる多くの高齢者や、岩木山を展望することができる3階のカフェスペースへ市内外から大勢の方が足を運ぶことが想定されることを勘案しますと、かかる費用以上の効果を期待することができるものと考えております。

以上のことから、メインエントランス付近のエレベーターをストレッチャー対応としたものでありますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長

原田議員。

○10番

(原田 淳議員)

エレベーターについては、ちょっと意見が食い違ってこれ以上言っても仕方がないと思っております。ただ、このことはさっき市長も言っております。会議録に残りますので。そして、市民ホールについて少しだけ。基本設計どおりに今の位置に市民ホールが設置された場合、なかなか本当に人を引き付ける場所とは考えにくいと思っております。やはり市民ホールと職員ロッカーは配置がえすべきではないかと私、これは非常に重要なことではないかと思っております。

いずれにいたしましても、後々後世に悔いを残さないよう市民が絶賛するような新庁舎にしていきたいと思っております。期待しております。これで終わります。

○議長

10番、原田 淳議員の一般質問は終了しました。

11時10分まで休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

長内秀樹議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

議場にいる皆さん、インターネットのユーチューブでご覧のみなさん、改めておはようございます。議長より一般質問の許可をいただきました、第2席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

それでは市民の幸せと市政の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に1.水道管の老朽対策についてであります。今年も6月1日から7日までの一週間、第60回目の水道週間が開催されました。この水道週間とは、水道について国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るための週間として、昭和34年に制定され、毎年この時期に実施されてございます。今年のスローガンは「水道水 安全 おいしい 金メダル」です。期間中は全国でいろいろなイベントが実施され、水道事業に関する啓発活動が行われました。

前置きが長くなりました。それでは早速質問に入らせていただきます。

①水道管の漏水と経年化についてであります。水道管の多くは昭和の後半の50年から60年代に整備されたものが多く、老朽化が進んでいます。それに伴い、漏水事故も発生しています。

そこで質問しますが、漏水事故の主な原因は何か、漏水事故による特徴的な事項があるのかお伺いします。

また、本市の公共施設等総合計画にある上水道管の31年以上経過した管の割合が50.9%と異常に高い現状を、市はどのようにとらえているのかも伺いします。

次に、②水道事業の資産管理と更新計画についてであります。厚生労働省は耐震化も含めた水道管の老朽化問題、さらには給水人口の減少などから、平成21年7月に水道事業の資産管理、俗に言うアセットマネジメントという手法で手引書を作成いたしました。そして、この手引書に必要なデータを入力することで現状の水道経営を把握できるとともに、更新需要や財政収支の見通しができる支援ツールを開発、すべての都道府県で講習会を実施し、市町村へ実施を求めています。本市における水道事業のアセットマネジメント、俗に言う資産管理です。これに対する市の考え方と平成31年度から計画している水道管の更新計画の内容について伺いします。

次に、③総合的に見た水道事業の未来予想図はについてであります。人口減少に伴う水需要の減少、水道施設の老朽化、広域、共同化の推進、将来に向けた資産管理、業務委託など水道行政をどのように市は考えているのか、どのような未来予想図を思っているのか。市民にわかりやすく説明するための未来を市はどのように考えているのか。以上、水道管の老朽対策について3件の答弁を求めるものであります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長
(長尾忠行)

長内秀樹議員御質問の水道管の老朽化対策について、3点の御質問にお答えをいたします。

水道管の漏水については、平成29年度に13件発生しており、水道管の縦方向への亀裂や分岐サドル付近の亀裂により漏水が発生しております。原因としては、施工時に砂基礎を設置しないで施工された区間において、土圧や車両荷重等により亀裂が生じたものと考えております。

また、平成29年度末現在で、水道管全延長約201キロメートルのうち、本管布設から31年以上経過したものが約124キロメートルあり、経年化率は61.67%となっております。平成31年度より順次、耐震化計画を進めていきたいと考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

次に、水道事業の資産管理と更新計画についてであります。

水道事業におけるアセットマネジメント、資産管理は技術的な見地に基づき現有資産の状態・健全度を適切に診断・評価し、中長期の更新需要見通しを検討するとともに、財政収支見通しを踏まえた更新財源の確保を講じるものでありますが、当市の耐震化率が平成29年度で1.7%と低い状況にあります。

当市の全管路延長約201キロメートルに対しては、重要施設供給管路の約32キロメートルの耐震化計画を優先しており、アセットマネジメントを行っていない状況にあります。耐震化計画については、本年度の基本計画で施工箇所及び事業費等について概算での検討を行う予定となっております。平成31年度に実施設計、平成32年度から耐震化工事を進めていきたいと考えております。

次に、総合的に見た水道事業の未来予想図についてであります。

当市の給水人口は、平成29年度末で2万7,622人ですが、今後、人口の減少傾向が予想されることから、水道使用料収入からなる給水収益の減少が危惧されております。このような状況を踏まえ、平成28年10月に青森県水道事業広域連携推進会議が開催され、県内6地区に地区会議を組織し、平成30年度末までに各地区における今後の広域連携に向けた取り組みの方向性を示すこととされております。当市を含む中南地区は弘前市を事務局として活動しており、さまざまな業務委託の広域化並びに共同化について、可能性の方向性を平成31年3月までに公表する予定としており、今後の推移を注視して健全な水道経営に反映してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

まとめて質問にお答えいただきありがとうございます。これから順次いろいろ質問をさせていただきたいと思っております。

今回こういう質問をするに当たりまして、いろいろ水道のことについて調べさせていただきました。その中の一つで、無効水量というのがあります。漏水での無効水量。この漏水の無効水量について、これを仮に1か月の水道料金、こういうものでやったら幾らのいわゆる漏水での損失になる

○議長
○建設部長
(木村雅博)

のかお知らせください。

建設部長。

漏水による損失が幾らになるのかについてお答えいたします。

漏水等による水量は、企業団からの受水量から有収水量と無収水量の合計である有効水量を差し引いた水量であり、これを無効水量といいます。

平成29年度は、漏水発生件数が13件で、無効水量が10万9,090立方メートルとなっております。

仮に、この水量に水道料金の従量単価205円を乗じた損失額は2,236万3,450円で、1件当たりでは約172万円、平成29年度に復旧した漏水修繕費用合計が441万1,800円で、1件当たりでは約34万円、水量損失額と復旧費用の合計が約206万円となります。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

今、お話聞きますと平成29年2,236万ですか。漏水によって損失金額は。仮に1か月の。そして数量が10万9,090立方メートルですよね。実は私、立方メートルについてちょっとわからないところで、けさ勉強してきました。1立方メートルというのが私、農家ですの、ちょうどスプレーヤーの1台、1,000リットルだそうです。1,000リットルのスプレーヤー1台が1立方メートルです。今回1年間で10万9,090立方メートル、そしてその金額が2,200万というふうになったわけですけども。平成27年、28年、29年、過去の漏水がどうなっているのか経過を教えてくださいませんか。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

過去27年、28年、29年度の漏水による損失状況についてお答えいたします。まずは無効水量でございますが、平成27年度が7万3,832立米、それから平成28年度9万3,590立米、そして平成29年度が10万9,090立米となっております。それと漏水の状況でございますが、平成27年度は7件発生しております。それから平成28年度も7件、そして平成29年度は13件となっております。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

今お話を聞きますと、平成27年から28年にかけて27年が7万3,000、28年が9万3,000、そして29年が10万9,000と。29年度でも10万立方に到達したわけです。1年間にこうやってみますと1万以上、28年から29年は1万6,000ですか。27年から28年は2万立方、いわゆる漏水でただ流していたわけです。私が言いたいのは、その無駄になった資金を漏水をとめるためにはやはり管の更新が必要だわけです。ただお話のとおり、経年化率全体で61.6%、全体の6割がもうというようなお話ですけども、経年化率61.6%というお話をいただきましたけれども、これについて所感といいますか、別にどうも思っていないんですか。どういうつもりなんですか。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

議員が言われるとおり、平成29年度末では31年以上経過した水道管が61.6%でございます。平成32年度には通常の耐用年数40年を経過する水道

管が出てきます。

今後は、耐用年数の1.5倍に相当する60年を管路更新基準とした当市の更新計画を今年度策定し、更新需要に対して平準化しながら事業を進めていきたいと考えております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

32年度から40年の耐用年数、増えていくからこれから強靱化計画というように、俗にいう強靱化計画だと思いますけれども、耐用年数を伸ばしていこうと、そして十分な漏水のない対応をしていこうというようなことだと思いますけれども。本市の場合、私もいただきました、平川市水道事業ビジョンという。読まさせていただきました。勉強もしました。そしてこの中にもありますけれども、これで見ますと耐用年数が増えて、本市の場合の管ですよね。給水管、種類たくさんあるわけですけども、現状はどうなっていますか。管種別でよろしいです。

○議長

建設部長。

○建設部長

(木村雅博)

当市の現状の管種の状況でございます。まずダクタイル管、これが延長で65キロ、それから鋼管が2キロ、それからV P塩化ビニール管が129キロ、P Pポリエチ管が0.12キロ、それから排水ポリエチレン管が3キロという状況になっております。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

先ほど来の総延長の中の129キロがV P、俗に塩ビ管ですよね。塩ビ管が増えるということもございます。こういうような状況の中で、本市の場合まず1年間に漏れる量も多い。なおかつ今、現状として非常に苦しい状況から耐用年数を伸ばそうと、強靱化計画でいこうということだと思っておりますけれども。こういう中で、今回市長からの先ほどの答弁の中でアセットマネジメントを行っていないというお答えをいただきました。いろいろ私もこの水道のことについて、実はお隣の弘前市の上下水道課にもお話をお伺いしに行ってきました。アセットマネジメントについても、いろいろお話を聞いてきたわけですけども、本市がアセットマネジメントをしなかった理由というのはあるんですか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

本市がアセットマネジメントをしなかった理由についてお答えをいたします。

全体管路延長、先ほども申し上げましたが約201キロメートルで、平成29年度末の耐震化率については、1.7%と非常に低い状況にあります。このうち重要施設供給管路は約32キロメートルあり、大きく分けて3路線あります。

1つ目は金屋配水池から尾上中心部を経て猿賀小学校までの路線、2つ目は新屋配水池から平賀中心部を経て松崎・大坊小学校までの路線、3つ目は新屋配水池から広船・唐竹を経由して竹館小学校までの路線です。

このことから、この重要施設供給管路は平川市内の幹線でもあり、最も

優先すべき路線と考えていることから、アセットマネジメントをせずに更新計画を進めていきたいと考えております。

さらに更新計画に係る費用については水道事業会計内で賄わなければならないため、今年度実施する基本計画業務委託において年間事業費等を検討することとしておりますので御理解をお願いいたします。

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

長内議員。

アセットマネジメント、資産管理については主要な3路線がもう見えてしまっているから別にやらなくてもいいと。今の主要の32キロ、3路線が重要だというようなお話でしたよね。実はこの3路線、耐震化についてですけれども過去、平成29年3月7日の一般質問で大川 登議員が聞いてございます。その市長の答弁書の中にこういうふうに答えてございます。大川 登議員から水道管の耐震化について、耐震化工事はどのようにやるんですかという質問に対して、「平成31年度より庁舎や学校等の重要給水施設への基幹路約32キロメートルを、国の水道管路耐震化事業で実施することを予定しております。年間の工事量や工事期間につきましては、30年度の方針を決定したいというふうに考えています。」というふうにお答えしてございます。

そこで、その3路線のうち32キロ、大方どのように工事を、32キロを全部一回にやるわけじゃないんです。何年かかってやるのか、1年にどの程度やるのか、どこから攻めていくのか。今年度末で決定しなければならないわけですけれども、その進捗状況はどのようになっているもんですか。

○議長

○建設部長

(木村雅博)

建設部長。

当市の耐震化事業、計画策定業務の進捗についてお答えいたします。現在、耐震化計画策定業務を進めているところでございます。そして、議員が言われたとおり耐震化工事につきましては、重要施設供給管路約32キロを優先した事業計画を考えており、メーター当たりの事業単価については概算で約10万円、総事業費32億円程度を想定しております。31年度から実施計画を、そして32年度からは更新計画を進めていきたいと考えておりました。

しかしながら、先ほど議員が言われたとおり、当初大川議員に説明したときは補助事業を活用しながら事業を進めていくということで御説明申し上げておりましたが、現在の状況としては、補助事業対象となる条件に該当せず補助金の活用が望めない状況となっております。内部留保資金を財源とした事業での方針計画を現在、検討しているところです。現在、進めている管耐震化計画策定業務の中で、年度内事業費における財政収支を考慮した上で継続的な更新計画の見直しを進め、事業期間や年間事業費等を今年度検討し、計画どおり実施計画は31年度、更新工事は32年度から進めていきたいとは考えておりますが、先ほど言いましたとおり国の補助金が見込めないことから毎年度の耐震化計画事業費規模の縮小は必要となりますので、長期的な更新計画になると考えております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

非常に大きい問題が実は地下の中にあったんですよね。土の中さ。32キロ、約32億円。そしてなおかつ今、お話聞きますと補助事業は使えないと。この補助事業は多分、生活基盤施設耐震化等交付金事業だと思います。2分の1から4分の1の事業だと思いますけれども、ですよね。使えないんですよ。これは非常に大きい問題だと思います。それでいてなおかつ、アセットマネジメントを実施してこなかったと。この辺などを考えていきますと、今回この水道に関しては、住みよさ、暮らしやすさとかいろいろ平川市らしさを求めていくのに当たって、この蛇口からきれいですぐ飲める水が出る平川市としては今、大きい災害がないからいいようなものの、全体的にこの水道事業に目を向けていかなくは大変な問題になるんじゃないかと私は思う一人でございます。時間もなくなりますのであんまりこればかりやっていただけませんが、この辺についてはこれからまたやっていきたいと思えます。ただ、一つ私、冒頭水道週間についてお話を申し上げました。本市として水道週間で市民に対していろいろ啓蒙とかやったと思えますけれども、この水道週間、水の大切さ、水に目を向けるというようなことが大切だと思います。市として水道週間で特別に何かやったものはあるもんですか。

○議長
○建設部長
(木村雅博)

建設部長。

水道週間における市の取り組みについてお答えいたします。

冒頭で長内議員が言われたとおり、6月1日から7日までは1週間、毎年水道週間となっております。今年は第60回目となり、今年度のスローガンは長内議員が言われたとおり、「水道水 安全 おいしい 金メダル」というふうになっております。当市の広報活動の取り組みでございますが、5月の上旬に「ありがとう おいしい水」と題した水道週間のポスターを庁舎内と市内小・中学校13校に配付し、掲示をお願いし啓蒙に努めております。また、広報5月号には今回の第60回水道週間を掲載し、津軽広域水道企業団津軽事業部が6月3日に開催した「水道水ができるまで」の浄水場見学会開催の記事を紹介いたしました。以上でございます。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。私思うに当たって、ひとつこの水道については市民の方に、今の我が市の水道管の現状はこういう現状です。実は、こういうような経年化がしてございます。そして、その水道管を更新するにはいろいろお金もかかります。やはりこういう問題を市民の方々と一緒に、問題の共有化というか、こうやるべきだと思うんですよ。そして、市として水道管はこういうふうにしてこれから強靱化させていきたい。そのためにも、市民の協力を得たいと。やはり、こういうことを前もって話してしまふべきだと思うんですよ。加えて、先ほど部長のお話にあった「ありがとう 水道水」。実は弘前市で6月2日、弘前市でもやりましたよね。弘前市は「弘前の水」ということで、弘前の水とペットボトルにある弘前の水

と普通の市販のミネラルウォーターと2つ置いて、飲み比べをやらせました。そして、この1週間ですけれどもこの6月の2日だけであったんですけれども、水にもうちょっと親しんでほしいと。6月の第1週だけは、もうちょっと水に親しんで水のことを知っていただきたい。こういうような事業を展開したそうでございます。ぜひとも、本市としても来年度第61回目を迎えます水道週間に向けてはそういうような、子どもたちに、また大人達にも水道の現状をわかってもらえるような事業の展開を望むものがございます。時間なくなります。次へいきたいと思えます。

次、データヘルス計画の課題と方向性についてでございます。

このデータヘルス計画については、平成28年12月7日にも質問をさせていただきました。

最初に、①第1期データヘルス計画の結果と問題点についてであります。第1期データヘルス計画が平成29年度末で終了しましたが、第1期の計画の総括的な評価と課題についてお伺いします。

次に、②第2期データヘルス計画の策定についてであります。第2期データヘルス計画を策定したようでございますけれども、何を重点に、どのような目標を設定しているのか。また、市民に対して、この計画をどのように広く認知・推進させるのか。

次に、③厚労省の保険者努力支援制度に対する見解です。厚生労働省の保健局が中心となって、現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎える2040年、これを目的に国民の予防健康づくり、保険者の健康意識の支援を目的にした、本年度から施行される保険者努力支援制度、このことについて市はどのように考えているのか。特に市の財政全体から、この制度は非常に重要な制度だと思っていました。

そこでこの保険者努力支援制度の概要、そして、これに伴い本市にはどのくらいの交付金がくるのかなどお知らせいただきたいと思えます。

市長、答弁願います。

データヘルス計画の課題と方向性について、3点の御質問にお答えをいたします。

データヘルス計画については、当市の国民健康保険の保険者として、医療費の適正化と財政基盤の強化を目的に策定されたところであります。平成26年度に策定した第1期の結果としては、平成25年度と平成28年度を比較し、総医療費と1人当たりの医療費の伸び率が国と比較すると抑制されていることから、その目的は達成されたものと考えております。一方、計画において重点目標の一つとした脳血管疾患の医療費に改善が見られなかったこと。また、血糖値の高い者の割合が増えていることが問題点となっておりますので、今後も特定健診の受診促進や、保健指導の強化を図る必要があると考えております。

次に、第2期データヘルス計画の策定についてであります。

第2期データヘルス計画につきましては、前期計画での課題、問題点を

○議長
○市長
(長尾忠行)

踏まえ、また目標達成に当たり重要となる第3期特定健康診査等実施計画と一体的な形で、平成29年度に策定しております。第2期データヘルス計画においては、前期計画と比べ疾病構造に大きな変化がないことから、引き続き特定健診の受診率の向上、保健指導の強化による重症化予防を目指します。特に、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症の3つの疾病による入院医療費の抑制のために、その要因となる高血圧、糖尿病、脂質異常、メタボリックシンドロームといった症状の改善を図ってまいります。

また、市民に対する周知についてですが、市のホームページや広報等で計画を公表していくとともに、特定健診の結果説明会や市、町会などで主催する各種健康教室などの機会、今後も幅広く周知してまいりたいと考えております。

3点目の厚生労働省の保険者努力支援制度に対する見解についてであります。

まず、保険者努力支援制度について説明いたします。この制度は、国が、国民健康保険の被保険者の健康保持増進と医療の効率的提供や、医療費の適正化等に係る、保険者である都道府県・市町村の取り組みをインセンティブとして支援するため、その内容や成果を画一的な基準で評価し、国の予算範囲内で交付金が交付されるものであります。市町村の評価項目につきましては、特定健康診査・特定保健指導の受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況、データヘルス計画の策定状況、保険税の収納率、地域包括ケア推進の取り組みなど、12項目となっています。それぞれの項目が達成されているかどうかによって、個々に点数が加算されます。交付額の算定は、加算点数に被保険者数を乗じて算出した点数を基準として、全保険者の算出点数の合計に占める割合に応じて交付されることとなっております。

次に、平成30年度の当市の得点、交付金額についてですが、評価は完了しており、当市の得点は850点満点中535点、配分見込額については1,678万6,000円という数値が示され、被保険者1人当たりの交付見込額は1,845円となっております。なお、配分見込額については国の予算額に基づくことから、まだ決定されたものではないので、当市の国保特別会計の当初予算には計上しておりません。今後、決定額の通知を受けて補正予算で追加計上する予定であります。以上であります。

長内議員。

ありがとうございます。このデータヘルス計画ですけれども、私も前にも質問させていただきまして今、今回2回目になりますけれども。やはりこのデータヘルスケア計画、なかなかわかりづらいです。特に一般市民に関しては、どういうもんで何なんだかさという、津軽弁で言えばそういう感じですか。もうちょっと具体的に私の知っている感じでいけば、今までいろいろ医者にかかっているそのデータ、医者がすべて、国保の絡みも今出てきまして、すべてそういうデータがレセプトという形で、市で見ること

○議長

○4番

(長内秀樹議員)

ができるんだということですよ。そしてそのデータを、今回第1期のものはまとまると。そうしたら、虚血性疾患、脳血管疾患、糖尿病性腎症とかいろいろ問題が出てきたのが見えてきたと。じゃあ、このことを市民に教えなくちゃいけないんですけども、先ほど周知はどうかと言ったら、計画の公表は健康教室などでやるということですけども、もっと具体的に市民にお知らせしなくちゃいけないと思うんですけども。その辺どうなんですか。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

データヘルスケアの分析と言いますか、脳血管疾患であるとか3疾患の状況をお知らせするべきではないかというふうな御質問ですけども、実際、広報、ホームページを使って公表するとともに、特定健診あるいはがん検診、集団健診ですね。その集団健診の会場で健康教育というものを行ってございまして、例えば血圧が高ければどういふふうな体の中では変化が起きて脳血管疾患につながっていくとか。そういうふうな健康教育を主としてやっているものでございます。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

私が言っているのとちょっと。私が言っているのは、市としてこういうものを作って、例えば費用対効果ですよ、もうちょっと具体的に言いますと。例えば今回のこの解析をしてみれば、重複受診者数、同じ病気で病院に2か所行っている人。頻回受診者、1週間に1回行く人。重複服薬者、同じ薬を2回も3回ももらっている人。こういったものがすべて出てきたわけですよ。じゃあ、こういう人たちに対して指導とか、指導と言えど何ですけども、その辺はどういう形でやっているものですか。

○議長
○健康福祉部長
(三上裕樹)

健康福祉部長。

レセプト等によって重複受診者、頻回受診者そして重複の服薬者。これらの方については、レセプト等で抽出をすることが可能です。そして、重複受診と頻回受診については国保年金課のほうからリストをもらって、子育て健康課の保健師が訪問をして、内容を確認の上、指導を行っているというものでございます。ただ、重複服薬については、今現在そこまで行えておりませんで今後の課題というふうにとらえております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

時間も時間ですので、最後もう一つお願いします。

このレセプトデータでの解析だとか、こういうものを作っていきますと私もどうしてもこう市民にと言いますか、市民とこういうようなものはみんな市民の方が知っているんです。市の財政から考えていって、この医療費、市の負担、こういうものについては非常にお金もかかるということは知っています。ですからやはり、こういうものについての問題は市の財政と市民が共有してもっていかなくちゃいけないかと思えます。そのいい例がジェネリック医薬品だと思います。この認知度を高めるためにとかいろんな場面が出てくるわけです。市民に今回のこういうものの結果をうまく

上手に伝えて、問題を共有してくべきかと思います。

それに合わせまして、今回この質問をするに当たって、健康福祉部ともう一つの努力支援制度、これあめとむちです、国の。今回の国保が県に移管してからあめとむちですよ、完全なる。こういうものをやっていたらやっているとこの形で国から支援制度という形でお金がくると。先ほどお話があつて、1,700万ちょっとでしたっけ。1,678万6,000円、配分。850点満点中、本市が535点。1,600なんぼくる。うまく使えばもつとくるわけですよ。国は一人当たり1万円までけるかというような話ですよ。先ほど1,800なんぼですか。あめとむちです。こうやっていきますと、本市のこの対応が健康福祉部なのか市民生活部なのか、私も非常に悩みます。ひとつこのレセプトデータなども併せまして、どちらの方向でいくのかそろそろ方向性をきっちり決めるべかかと思ひます。これは健康福祉部、これは市民生活部。こうじゃなく、この辺についてどう思っているのかちょっと市長、お答え願ひたいと思ひますが。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

長内議員の再質問にお答えをいたします。

本市のジェネリック医薬品の利用率というのは、県内では比較的高いほうであるということをもつと申し添えさせていただきます。

健康福祉部と国保年金課の件に関しましてですが、現在の国保年金課の職員配置においては保健師を配置していないことから、国保事業の実施に関する専門知識を有する職員がいないため、国保事業のすべてを担うことは困難であります。このことから、国保事業を進めるには、部局横断的な体制で進めていくという考えのもと、これまで市民生活部と健康福祉部との連携により国保事業を進めてまいりました。国保年金課に特定健診、特定保健指導、データヘルス計画等を所管させることとした場合、国保年金課内で国保事業のすべてを完結させることにより情報管理の一元化が図られることで、医療費の適正化に向けた取り組みを深く掘り下げることができる可能性はあると思ひれます。しかしながら、保健師等の人員配置、国保事業以外の健診業務のやり方、各健診の日程調整等のほか効果的効率的な行政運営を行うための組織はどうあるべきか。これらの課題を踏まえ、対応を検討してまいりたいと思ひております。以上です。

○議長
○4番
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございます。12時過ぎました。この件につきましては、またやりたいと思ひます。持ち越したいと思ひます。ありがとうございます。以上で終わります。

○議長

4番、長内秀樹議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のために、13時まで休憩といたします。

午後12時04分 休憩

午後1時00分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第3席、6番、佐藤 保議員の一般質問を行います。

佐藤 保議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

佐藤 保議員、質問席へ移動願います。

(佐藤 保議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 保議員の一般質問を許可します。

○6番

ありがとうございます。午後一番目の質問になります。3席、議席番号6番、誠心会、佐藤 保でございます。

(佐藤 保議員)

平川市は田植えもほぼ終了し、岩木山を背景にした津軽平野の水田は満々と水をたたえました。今の時期限定であります。地元金屋山から見下ろしますと岩木山の右側に夕日が沈みます。李平、高木、尾上高校、その先まで夕日が一直線につながります。水面に映ります。いつもの風景であります。通告にしたがい6月議会も米から始めさせていただきます。

1つ目、水田フル活用ビジョンについて。すばらしいネーミングであります。2月22日猿賀神社恒例の七日堂大祭、柳からみの御託宣は「今年は局地的には風などの天候不順の影響があるかもしれないが、平年並みの作柄になる。」、新聞等では「平年並みの豊作」と報道されました。田植えが終わったばかりで、実感としてまだわからないのでありますが、今年度産から米の直接支払交付金がなくなります。平成25年度までは一反歩10アール1万5,000円でしたが、平成26年からは半額となり、平川市農業再生協議会がつくられ、水田フル活用ビジョンにより平川市の農業の水田の転換を図って、5年間の準備期間が終了したわけであります。

次の3点についてお伺いいたします。

1つ目、平成30年度の変更点と力点について。平成30年度の新たなビジョンの変更点と力点、そして平川市農業再生協議会の組織とこのビジョンづくりへの関わりについてお伺いいたします。

2つ目、作付状況についてであります。主食米の個別補償がなくなり、同じく国による生産調整がなくなりましたが、転作関係は継続して補償が残ります。平成29年度、30年度水稻作付、品種別そのほか転作作物の作付状況についてお知らせください。

3つ目になります。稲作の課題とその対策について。平川市の稲作における現在の課題と今後の対策について、市のお考えをお知らせください。

以上3つ、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

佐藤 保議員の水田フル活用ビジョンについての御質問、3点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、平成30年度の変更点と力点についてであります。平川市農業再生協議会水田フル活用ビジョンでは、主食用米の需要が減少する中、他の作物の作付への転換を促進し、水田面積の維持を図っていくこととしてお

ります。平成30年度の変更点の主なものは、非主食用米の作付目標に新市場開拓用米を追加したことにより、輸出用米の作付面積拡大を目指すこととしたものであります。

また、当市の地域振興作物でもあります夏秋トマト・ミニトマトについては、29年度に比べ、10%以上の作付面積拡大を目指すこととしました。こうした取り組みにより、農業所得の向上を図ることとしております。

次に、作付状況についてであります。

まず、平成29年産の主食用水稻の作付実績といたしましては、1,807ヘクタールで、主な品種の内訳は、つがるロマン1,341ヘクタール、青天の霹靂282ヘクタール、まっしぐらほか40ヘクタールとなっております。また、転作作物として、大豆158ヘクタール、飼料用米が68ヘクタール、地域振興作物である夏秋トマト・ミニトマト15ヘクタールとなっております。

次に、稲作の課題とその対策についてであります。

稲作については、農業従事者の高齢化と後継者不足、省力化やコスト削減が主な課題となっております。

これらの対策として、農地中間管理事業等による担い手への農地集積・集約化の推進、稲作農家への所得向上を図るため、青天の霹靂を始め高品質で良食味な米づくりを進めるとともに、省力・低コスト栽培技術の普及拡大への支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

佐藤 保議員。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

ありがとうございました。この水田フル活用ビジョン、先ほども申し上げましたけれども、すごい夢のあるネーミングではあります。しかし各市町村を見ますと同じフレームで発表しておりまして、一見見る限りはあまり大きい差はないんです。何か地方創生で無理やりつくったまち・ひと・しごととダブって私、見させていただいたわけでございますけれども。いずれ、着実にビジョンは進んでいるなど、少しではありますけれども。見た目ではあまりその戦略的なところはちょっと感じられません。ですけど、これは後で申し上げますけれども、いろんな理由があるかと思えます。いずれ、私思うには、何か高齢化、後継者がいない小規模農家が自然消滅する時間稼ぎ、こういう言い方はちょっとあれですけども。一たんそういうふうには、私はちょっと今のものをとらえておりました。いずれ主食米については他の国と同様に今の土地の利用とか落ち着きましたら、主食米であります。他の国同様に国家戦略、食糧安保としてこの制度はいずれは復活するのではないかと個人的には考えております。

そしてうれしいことに地元の農家、新規就農の方を見ますと、やはりこのビジョンのせいなのか、意外と若い方がトマトのハウスつくっております。ぱっと中をのぞいてみますと、「こんにちは。」と。のぞいてみますと、若い女性が中で一生懸命トマトの栽培をしているわけです。本当にうれしく思いました。これは若干、このビジョンの成果なのかと思っておりますけれども。引き続き支援のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

米づくりに関しては、農事組合法人金屋水稻生産組合、これも設立から10年以上経過しましたが、年々人手不足に悩んでおります。今では人材派遣会社、田植え時期は人材派遣会社にもお願いして人集めしているわけがありますけれども。農業はいろいろ国の施策、収入補償とか所得補償考えますと、生計を立てるには大丈夫な時期には来ていると。若い人にはもう少しそこら辺をPRして、農業は間違いなく生計立てるには十分だと、そういうPRはぜひ継続してほしい。「平川市に雇用の場所がない。」と言われてはいますが、この農業に関しては十分まだまだあるわけがありますので、ぜひ市としても新規就農の部分には力を入れていただきたいと思います。

この部分一つだけ、大きい疑問を質問したいわけがありますけれども、今、平川市は一生懸命農業再生頑張っております。今、ビジョンづくりには一生懸命やられているわけではありますけれども、少し私考えるんですけれども、ちょっと私たち生産者は全部農協とつき合っております。平川市は碓ヶ関はJAつがる弘前、尾上と平賀地区はJA津軽みらい。戦略的にちょっといろいろどういうふうなつき合い、やりとりしているのか、そこら辺ちょっとお伺いしたいということと、JAの津軽みらいにしても、平川市だけじゃなくて黒石、田舎館、板柳、藤崎、その地区であるわけです。この中で、今の米の問題に関して言えば、どういうふうな戦略、そういう打ち合わせの場所とかあるものかちょっと教えていただければと思います。ちょっとあまりにも戦略、方向が違ってはいないか、ちょっと質問になります。よろしくお願いします。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

ただいまの質問でございますが、農協が平川市に2つあってそれぞれの、要は農業の振興策が違うのではないかとというようなお話でございますが、私ども平川市の農業再生協議会の中には、当然ながらそういった農協さんの格差間があってもいけないもんですから、津軽みらい農協の担当者あるいはつがる弘前農協の担当者も交えながら、この水田フル活用ビジョンの中身についても話し合われております。当然、各いわゆる構成市町村も違うものですから、その構成市町村同士の中でも各施策の均一化を図るための情報交換も行われているのが現状です。以上です。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

協議会という名前であるんですけれども、ほとんど決定権はないんじゃないかと。その場ではっきり割合とか按分はやられているもんですか。そこら辺どうでしょう。どういった協議されているのか、ちょっと教えてください。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

今回の水田フル活用ビジョンの内容でございますけれども、骨格そのものの、たたき台そのものは事務局のほうで作成し、当然、各品目、水田水稻のみならず転作作物の今後の動向につきましても、関係者の意見を聞きな

- 議長
- 6番
(佐藤 保議員)

がら見通しを立てて方針づくりをしております。以上です。

佐藤 保議員。

今年は初年度ということで、按分は昨年並みで動いておりますけれども、いろいろそのバランスがほかの県ではかなり崩れてきている。この津軽地域はまだ昨年並みで進んでいるんじゃないかと思っておりますけれども、いずれ、来年おもしろいことになるのかわかりませんが、どうなるんでしょう。米の市場ですね。申し上げたいのは「需要に見合った生産」と国ではそういう言葉を使っています。米づくりに関してお客さんが見えない場所ですと何十年もつくってしまっていて、需要に見合った生産をどのようにするかは、まだ道筋が示されていない。国では、情報提供今年からしっかりやるということでありまして、そこら辺の情報を全部、生産者のほうにも細かく説明をしてこれから進めていければと思います。

あと、最後にこの部分に関しては、当市の市長のトップセールスはやはりリンゴであります。ぜひお願いしたいと思います。しかし、米どころ新潟あたりではトップセールスと言えばやはり米なんでありまして。そしてあの地はいろいろ早稲（わせ）から晩稲（おくて）までいろんな米、1種類、2種類じゃないですね。いっぱいつくって、やはりブランドをつくって、市長がトップセールスをしているということで聞いておりましたけれども、平川市の米づくりもせっかく立派なカントリーをつくったわけでありまして。市の肝いりでつくったカントリー、遊ばせることなくできるなら多品種のいろんな挑戦やれるような環境づくりのほうはぜひお願いしたいと思います。

繰り返しになりますけれども、若い人が一生懸命ハウスの中でトマトづくりやっっているのだけは、感謝したいと思います。ぜひ、そちらのほうももっとさらに応援していただければと思います。

農業に関しましては、いずれ農業のやり方がだんだん変わって、先ほどの繰り返しになるんですけれども、若い人がいろんな道筋つけてやればしっかりもう農業で生計を立てる。平川市に若い人がだんだん落ち着かないというのは、雇用の場所がない、働く場所がない、つくってやればまた必ず若い人が帰ってくるのではないかと思います。もう一つ、若い人と今申し上げましたけれども、我々クラスの集団就職で東京へ行った人。今何もやっていない人が結構探してみますといまいますので、帰ってこないかと。ある程度住まいと畑を提供する形で、東京にいる同級生たちを呼べればいいなとそういうちょっとした思いつきで今話しました。そこら辺も高齢者、何も若い人だけ東京から引っ張ってくるんじゃないんです。地元出身で向こうの方に落ち着いている人が何人もおられるわけですので、機会あるごとにこっちへ引っ張ってくる算段もしてもいいのかなと考えておりました。農業のほうは以上、これで終わりたいと思います。

次は2番目の質問になります。関係人口増加対策ということで質問させていただきます。

関係人口。耳に新しい言葉ですが、総務省では、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、観光以上で定住未満の人たちを関係人口と定義しております。人口減少が進む中、当市においてもこの関係人口の増加対策を講ずるべきではないかと、ちょっと質問させていただきます。

その1つ目、ふるさと納税の実績と平成30年度計画について質問させていただきます。総務省ではふるさと納税の寄付者も関係人口にカウントしております。当市でもリンゴを中心に県内トップの素晴らしい実績を上げておりますが、過去3年間の実績と寄付を募るためにどのようなPRを行ってきたか、そして平成30年度の計画にはどういったものがあるかお知らせください。

2つ目、台中市交流の平成30年度計画について。平成29年度は台中市に扇ねぶたを輸送しました。ランタンフェスティバルに出展したわけであり、議員派遣団の2陣目に入れてもらい、そのねぶたと女子囃子組の演奏が台中市民の心に大きく響いたことを確信させていただきました。さて、今年度は台中市とどのような交流をお考えでしょうか、お聞かせください。これが2つ目であります。

3つ目、各地区の無形・有形文化財と伝統芸能の活用について質問させていただきます。今回、一番強調したいところはこの質問であります。インバウンドも次の展開に入りました。通り一遍のツアー観光よりも、自分でテーマを決め行動する国内外からの旅行者が目立ってきました。次なる一手は平川市各地区に眠っている文化的資源を掘り起こし、何度でも訪れてもらえる交流をすべきと考えます。今、市内にはどのような文化財があり、現在どのような活用を行っておりますか、お知らせください。以上3つ、お答えのほうよろしく申し上げます。

市長、答弁願います。

佐藤 保議員御質問の関係人口増加対策についての御質問3点のうち、私からは2点についてお答えをいたします。

まず、1点目のふるさと納税の実績と平成30年度計画についてであります。平成27年度は返礼品を35品目用意し、寄附金額は約1億6,000万円、寄附件数は約1万2,500件、寄附者が約1万1,000人でありました。平成28年度の返礼品は77品目、寄附金額は約2億8,000万円、件数は約2万4,000件、寄附者は約2万2,000人でありました。平成29年度の返礼品は103品目、寄附金額は約1億7,000万円、件数は約1万3,000件、寄附者は約1万1,000人でありました。いずれの年も47すべての都道府県の方より寄附をいただいております。全国へ平川市を発信できたと感じております。平成30年度は新たに2つの事業者が参加していただくことになり、返礼品も現時点で6品目追加されております。事業者の協力についても感謝申し上げたいと思います。

これまでのPR方法としましては、インターネットを活用したものが中

○議長
○市長
(長尾忠行)

心となっております。内容といたしましては、ふるさと納税ポータルサイトであります「ふるさとチョイス」に登録し、平川市や返礼品のPRを行っています。このサイトを運営しておりますトラストバンク社の資料では、月間のページ閲覧数は1億回を超え、年間閲覧者数も1,300万人を超えているものとなっております、ここでリンゴを中心とした返礼品のPRを行ってきたことが、これまでの寄附の増加につながったものと考えます。平成30年度からは、このサイトのトップページやフルーツ特集ページなどへ平川市の返礼品の掲載頻度が高くなるコースに申し込みをしております。このコースは、市の情報等も掲載することが可能になっております。既に情報発信に積極的に取り組んでおりますので、さらなる効果が期待される場所でもあります。

また、前年度に寄附をいただいた方々全員へ、寄附金を活用した事業実績を記載した御礼状と最新の返礼品のパフレットをリンゴの予約受付開始時期に合わせて送付しております。全国の多くの自治体がふるさと納税に取り組んでいる中で、平成29年度の寄附者のうち当市においては、3割を超える方が平成28年度からのリピーターでありましたので、効果があったものと考えております。今年度もこちらの御礼状の送付を実施し、平川市と関係を引き続き多くの方々に継続してもらえよう努めてまいります。

次に、台中市交流の平成30年度の計画についてであります。

昨年度は、ランタンフェスティバルにねぶたを出展し、多くの台中市民から好評を得たところでもあります。30年度も引き続き、2月に台中市で行われるランタンフェスティバルへ参加し、ねぶたの展示やノベルティグッズの配付など、プロモーション活動を計画しております。

また、当市ではこれまで冬期間にイルミネーションプロムナードを開催していましたが、イルミネーションに加え、台中市内で製造したちょうちんを使ったイベントも今年度検討しているところでもあります。私からは以上であります。

教育長、答弁願います。

佐藤 保議員の御質問、各地区の無形・有形文化財と伝統芸能の活用についてお答えします。

平川市では、盛美園、清藤氏書院庭園の2件が国指定名勝、金屋地区農家蔵群40棟が国登録有形文化財となっております。また、猿賀神社本殿や清藤家庭園、八幡崎・尾崎・古懸・広船の各獅子踊など、県指定の史跡・名勝・重宝・無形民俗文化財に9件が指定を受けております。さらに、各地区の伝統芸能や出土品など、市の指定文化財が72件となっております。

文化財は、歴史や文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものでありますので、市民が歴史や文化財に関心を持つことが極めて重要であると認識しております。このため、文化財の活用につきましては文化センターでの出土品の常設展示、市内小学校への文化財の貸し出しや、市民を対象とした史跡・庭園等

- 議長
- 教育長
(柴田正人)

の見学会などを実施しております。

また、獅子踊りや荒馬などの伝統芸能につきましても、市内外芸能大会などでの発表機会の提供に努めております。今年1月に開催しました「ひらかわ伝統芸能フェスティバル」では、市内で継承されている伝統芸能を披露していただき、多くの市民の方々にご覧いただいたところであります。以上でございます。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

ありがとうございました。まず一つ、ふるさと納税についての質問になりますけれども、28年度から29年度、ちょっとがだつと下がっているわけですけれども、29年度の集計がまだということでしょうか。それとも何か理由があつて、このかなりの額、件数が落ちているのでしょうか。お知らせください。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

29年度のふるさと納税の金額が1億7,000万ほど、28年度が2億8,000万ほどございました。この金額が下がっている背景は、実は、28年度年末の12月20日から31日まで、この10日間、期間を限定してみらい農協にお話し合いをしながらお願いをして、この10日間だけは1万円に対して10キロのリンゴをお贈りしております。金額的には3,000円を超えて4,000数百円だったというふうに思っておりますが、その結果、そのときはこの10日間で約1億円ほど申し込みが来ました。ただ先般、総務省のほうから3割を超える答礼品をしないでいただきたいという指導もございましたので、29年度はそれを廃止しましたので、27年度並みといいますか、大体そのくらいの金額だったということでございます。以上です。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

ありがとうございました。そういう10日間で1億。すごいお話でありますけれども、総務省もいろいろ考えていると思います。あまりにも過熱して、最近はどう静めるかと。そういう感じで金額の上限とか、いろいろ出していると思いますけれども。いずれ、平川市でも103、今年度はプラス6品目、ということで109品目になります。やはりリンゴが主だと思ふんですけれども、ちょっとホームページ見てみますと変わったやつ、あれはどっかの市でもやっていたやつですけれども、平川市でもやったのかというのは、お墓の掃除とか。東京にいて実家に帰る機会が少ないから、自分たちのお墓掃除してくれる、そういう返礼もあるわけですけれども。あの利用者というのは、つかまえているものですか。私、お墓まで人に見てもらうのはどうかなど。ちょっと申し訳ございませんけれども、ちょっとお知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

佐藤議員の御質問にお答えいたします。残念ながら実績はゼロでございます。今までもゼロでございます。

○議長

佐藤 保議員。

○6番
(佐藤 保議員)

少しだけ安心しました。要は、お墓は近くに親戚いればそういう人たちに頼んで、そういう方たちでずっと維持してやるんでしょうけれども。まるっきり他人の方に御先祖を拜んでもらったりするのは、私ちょっと疑問に思ったわけでありまして、いずれ、東京にいて帰る機会も少なくてもそういうお願いする人も出てくるかもしれないんですけども、今聞いてゼロ件だということで、ありがとうございます。

それでは次に、台中市の交流について一つ質問をさせていただきます。ランタンフェスティバル、報告書にも書かせていただきましたけれども、ねぶたはやはり向こうの人びっくりしていたんじゃないかと。それと、女子囃子組です。演奏を聴いて台中市民の方の顔つき、表情を見ますと、これは成功したのかなと私、見させてもらいました。今年も同じような形でやりますけれども、このままずっとねぶたでいくわけにはいかないんじゃないかと思えます。台中市とも少し深い付き合いをさせていただくということになりますと、別な観点、別な局面からやる必要が出てくるかと思えます。私たちの誠心会で行ったわけでありまして、繰り返しになりますけれども、誠心会はリンゴのプロばかりです。接ぎ木のあの談義だけはおもしろかったですが。私は全然接ぎ木などできないんですけど、リンゴの接ぎ木と向こうの梨の接ぎ木と話を聞くだけで、こういうつながり、こういう付き合いも必要だなと。農業関係もぜひ必要だと感じてまいりました。いずれ、観光の相手をびっくりさせるようなお付き合いだけでなく、本当のこちらで持っている技術も提供するなりあちらからもらうなりして、別な観点から台中市とつき合っていく必要があるかと思えますけれども、市長、そこら辺お考えお持ちでしたら。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

佐藤議員御指摘のとおり、将来的にはこれまでの成果を生かしながら、観光以外の交流分野についても可能性を探りたいと思っております。交流というのは、総合交流でありますのでお互いに行ったり来たりということが大事になってこようかと思えます。内容としては先ほど申し上げましたが、台湾の文化を取り入れたイベントの開催、また民間交流の推進、今朝の冒頭で原田 淳議員のほうから、柏木農業高校の加工品の台中での販売のお話も出ておりましたけれども、柏木農業高校、地元の高校でありますので、高校の交流等にもお互いによりよい影響を与えあうような、校長先生ともそういう話はしております。そのことも踏まえながら考えていきたいなと思っておりますし、物産の販路拡大、最終的にはこれができればなというふうに思っております。柏木農業高校の生徒たちが直接、そういうふうなバイヤーの人みたいな方々と連携を取ってやられたということは、すばらしいなと思っております。市といたしましても、農協とか移出業者とは個人的に台湾とリンゴを販売している経緯はありますけれども、それらを踏まえながら、もっともっと増やしていくためにはどういう方法がいいのかとか、その辺はさまざまな形で関係者と協議してまいりたいと思っております。

○議長
○6番
(佐藤 保議員)

ます。

佐藤 保議員。

ありがとうございました。

続いて、無形・有形文化財のほうに移らせていただきますけれども、今、市長のほうからも柏農の生徒たちのお話がありました。実は、金屋にも先日来て、蔵めぐりのガイド、柏農の生徒さんがやってくれていまして、非常にほほ笑ましいというか、一生懸命勉強した金屋の蔵の歴史とか造り、随分勉強したなど見ました。書き物を見ながらのガイドでありましたけれども、非常におもしろく参加させてもらったわけでありまして。

有形・無形文化財の質問になりますけれども、先ほども教育長話していただきましたけれども、金屋地区には国登録の有形文化財として農家蔵が40棟登録され、NPO法人尾上蔵保存利活用促進会がいろいろ動きが目覚ましいものがあります。グリーン・ツーリズムを行って、平川市の関係人口向上にこのグループが一番貢献しているのではないかな。私ちょっと見ますとそう感じておりました。平成16年から農家蔵を中心としたイベントがいろいろ開催しているわけですが、大型バスが繰り返し地元金屋のほうへ来ている。そして、生徒たちが乗り降りしている。実は私、正直言って第三者的感覚でちょっと眺めていまして申しわけなかったんですけども、先日蔵めぐり、それからグリーン・ツーリズムの実績などを聞かせていただきまして、これは市としてももうちょっと応援してやらなければだめなんじゃないかなと、本当に感じたわけでありまして。平成29年度実績で3,600人のグリーン・ツーリズムの招待者があったと。今年5月に既に中学校が12校入ってきているわけでありまして。すばらしいあれだと思います。そして併せて、5月26・27日は土日に恒例の蔵めぐりのイベントも開催され、大学生、多分弘大です。高校生は柏農だと聞いていましたけれども、ガイド役として訪れた人を案内してくれていました。金屋の蔵並み通りと庭園を案内してくれていました。私も、地元なんですが一訪問者として通行手形を購入して案内をお願いしたわけでありましてけれども、なかなかのガイドぶりで感心いたしました。この活動は何度となく表彰もされ、平川市の良好事例としてマスコミにも何度も取り上げられておりました。

今回、町会とNPOのほうから少し要望がありまして、国登録有形文化財蔵並み通りの景観に適合した表示物等の設置を考えていただきたいということでお話がありましたので、今ここで話させていただきます。いずれこの活動がこれから先も円滑に進みますように、若干市としても環境を整えてやるべきだと思いますけれども、市のお考えをお聞かせください。

○議長
○教育長
(柴田正人)

教育長。

佐藤 保議員の再質問にお答えします。

金屋地区で実施されておりますファームステイ、それからグリーン・ツーリズムに、昨年の実績で国内外から約3,600人の学生が参加され、40棟登録されている農家蔵群を見学いただいていることにつきましては、本市の

よさ、本市の優れた文化を県内外に情報発信する上で、その果たす役割は大きなものがあると考えており、取り組まれている高校生、大学生、関係する皆様方の御努力に感謝を申し上げる次第であります。

再質問の金屋地区農家蔵群のファームステイを始め、国内外からの観光客の誘客に活用するため街並みに適合した表示物を設置することにつきましては、文化財をねらいとするものと観光をねらいとするものでは表示内容が異なることから、今後、NPO法人関係者や関係部局等と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長

○6番

(佐藤 保議員)

佐藤 保議員。

ありがとうございます。そのお答えを聞いてちょっと安心しました。ぜひ地元の町会、それとNPOのほうでも市からのそういう声かけをお待ちしておりましたので、今までも、市ではちょっと立ち入っても、あれくらいひとり歩きした事業に市でも余り口を出すというわけにはいかないという感じで今までおられたと思いますけれども、もっと側面から、すごい平川市の関係人口に一番寄与している団体だと思っておりますので、もう少しお力添え願いたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

平成30年度の平川市の安全安心について質問させていただきます。市民一人ひとりの福祉の増進、つまり安全安心全般を守ることは行政の最大の務めであります。

1つ目の防災訓練について質問させていただきます。災害は突然襲いかかります。とっさの判断が必要なことであり、日ごろの訓練は欠かせません。毎年市では防災訓練を実施し、庁舎各部署や消防団、各自治体組織の実動訓練を行っております。今年度は青森県総合防災訓練が平川市で開催とのことですが、日時・場所・訓練内容等現段階で決まっている内容についてお知らせください。

2つ目、実効ある防災組織づくりについて。当市では、町会単位の自主防災組織率ほぼ100%くらいになっておりますでしょうか。一方、全国的に見ても、地域防災力の中核となるべき消防団員の担い手不足が進んでおります。当市でも課題になっていると聞いております。

このような状況を受け、消防団体制の充実・強化を図っていくためには、日ごろからの訓練はもとより身分、処遇内容についても広く市民に周知し、若年層の掘り起こし対策が必要かと思いますが、市長の御見解をお伺いします。

次に3つ目、平川市のドローン規制について質問します。

実は、これは農業の部分の一番最初に質問するつもりでありましたが、このところで質問させていただきます。ドローンにつきましては、ついこの間までおもちゃの位置付けでありました。そのドローンですが一気に開発が進み、もう実用化されております。電池とモーターだけという単純な構造が実用化を早めたもので、平川市の農業団体ではもう使用準備を始めたと

ころもあります。先般の農業展示会でももうドローンの実演をやっています、間違いなくこれから一気に利用が増えるのは間違いありません。今後、平川市でも日常的に目にすることになるかと思えます。市内における一般的なドローン飛行に関する規制や許可、承認手続きについてお知らせください。以上3つ、よろしくお願いします。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

平成30年度の安全安心ということで3点、御質問いただきました。

まず、防災訓練についてであります。

今年度の青森県総合防災訓練については、本訓練は9月4日火曜日午前9時より、ひらかドームを中心に、周辺の体育館や平賀農村環境改善センター、陸上競技場等を会場に、津軽山地西縁断層帯を震源とする地震災害を想定した各種訓練を行うこととしております。訓練参加機関は約90機関を予定しており、約3,000人の参加者数を見込んでおります。

また、今年度の県総合防災訓練での特徴といたしまして、隣接町村による災害支援を想定し大鰐町の参加を見込んでいること、防災関係機関・団体の参加による総合的な避難所運営訓練の実施などが挙げられます。

なお、この避難所設置運営訓練につきましては、避難所のあるべき全体像を関係機関で共有することを目的としており、要配慮者対策や居住空間対策、ライフライン対策などを本市避難所運営マニュアルに基づき総合的に実践する内容で調整を進めているところであります。

次に、2点目の実効ある防災組織づくりについてであります。

当市の消防団員は条例定数760人に対し、本年4月1日現在で653名と大きく下回っており、消防団員の担い手不足につきましては喫緊の課題としてとらえているところであります。その根本的な要因としましては、少子高齢化による15歳から65歳未満の生産年齢人口の減少や、若年層の地元貢献への意識低下などが考えられます。

議員御指摘のとおり、消防団員の身分や処遇内容の啓発は、加入促進に向けて、とても重要な鍵を握っているものと考えております。

一般に消防団員は、自治体消防制度において、非常勤特別職の地方公務員に位置付けられ、災害現場で危険な活動に従事することから、公務災害補償の対象となります。さらには、報酬や出動手当に加え、在職年数や階級に応じて支払われる退職報償金など、身分や処遇については一定の補償が整備されているところであります。

今後は、日ごろの消防団活動と併せて、このような内容につきましてもホームページやSNS、広報誌などの媒体を活用しながら、若い世代を中心に広く周知するとともに、消防団と連携して加入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、当面の課題としましては、団員のサラリーマン化が進む中、日中の火災事案を始め発災時の初動対応の遅れが危惧される現状があります。これを受け、現在、消防団OB等を緊急時に活用できる機能別団員制度の

制度設計を進めているところであります。

今後は、加入促進と併せ、このような新たな制度も活用しながら、消防団体制の充実・強化を図ってまいりたいと考えております。

3点目の市のドローン規制についてであります。

ドローンにつきましては、産業利用での汎用性の高さから、議員御指摘のとおり当市においても今後利用が進んでいくものと感じております。

このドローン飛行は、平成27年の航空法改正を契機に、具体的な規制が行われるようになったものと認識しておりますが、規制の内容については総務部長より答弁させます。私からは以上であります。

○議長

総務部長。

○総務部長

私からは、ドローンの飛行に係る法律の規制についてお答えいたします。

(齋藤久世志)

まず、航空法による規制といたしましては、空港周辺の空域及び一定以上の高度での飛行や、当市では平賀駅前周辺が該当する人口集中地区での飛行が禁止されており、これらの飛行を行う場合は、管轄する空港事務所長又は国土交通大臣の許可が必要となります。また、飛行の方法にも一定のルールが定められており、夜間やイベント時等の飛行などは国土交通大臣の承認を必要としております。

この他、民法や電波法、道路交通法等に基づく運用も求められ、必要に応じ所有者や管轄する警察署等の許可が必要となります。

なお、県並びに当市では、独自にドローン飛行を規制する条例等は定めておりません。このため、関連施設の上空を飛行の場合は、個別の施設条例等の規制を受ける可能性もあるものと考えております。以上でございます。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

まず最初に、防災訓練について再質問にまいります。3,000人規模と大きな訓練になるわけでありまして。ライフラインを維持する関係者も多く参加して、見ごたえがあるという表現はちょっとうまくないんですけども、一般の方が見学できるものでしょうか。そこまず一つ教えていただきたい。あるとすればせいぜい、そこら辺一つ、ちょっとすいません。3,000人規模の大訓練を部外者といいますか市民が見れるものかどうか、お知らせください。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

お答えいたします。一般の方が参観できるのかという御質問かと思いますが、当然参加できることになってございます。

なお、当日はいろいろなブース等見学コースも設けてございますので、自由に見学できるような体制となっております。

○議長

佐藤 保議員。

○6番

(佐藤 保議員)

ぜひそれPR、何かの形で市民にPRしていただいて、いざというときの心構えを身につけていただけるようお願いしたいと思います。3,000人規模ですので、すごいことになるかとちょっと期待しているわけであり

ます。また、平川市は市庁舎と体育館、防災拠点ということで機能追加しましたので、今回の訓練を検証して、設計等に反映をするようにお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。消防団のことでありますけれども、いずれ身分処遇はつきり示しまして団員を増やす。あるいはある地区では65歳という上限があるわけですが、OBをずっと抱えている地区がありまして、何かの集まりのときはOBも参加してということで、正式には団員ではございませんので実際の作業とかはできないんですけれども、そういうOBをずっととらえている地区もありまして、これは一つのいい例かなと思っています。いずれ、消防団に関してはしっかりそういう体制をこれからも考えていっていただければと思います。

そして最後、ドローンについてであります。ドローンは災害時に非常に活躍します。人の目が届かないところ、確認に有効であります。市としても準備しておいて、オペレーターの養成もしておくべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長
(齋藤久世志)

佐藤議員の御質問にお答えいたします。実は平川市も、農林課のほうにドローン1基購入して備えております。ちょうど午前中に担当の人と話をしたんですけれども、割と初心者でも簡単に操作できるということで、操作の実験というか実践を行ったというふうな話を聞いておりました。以上です。

○議長

佐藤 保議員。

○6番
(佐藤 保議員)

既にもう準備なさっていると。ちょっと心強い感じがいたします。いずれ災害もしかり、農業分野では先日の農器具の展示会で実演見ましたけれども、ヘリコプターよりはもちろん簡単です。ぜひ、これからはますますあれ使うようになるかと思えます。2、3人の農業ちょっと大規模の人たちは共同で購入すれば、非常に農業もおもしろい時代になります、ドローンですね。ぜひ、市としても利用についてこれからもアドバイス、ある程度ルールづくり、あるんであればぜひお願いしたい。ほかの地区、公園の上では、先日どこの公園でしたか「公園内ではドローンを飛ばさないように。」とそういう表示とかもありましたし、これからはますますそういうことも考えていかなくはいけないのかなと思います。時間ちょっとありますけれども、以上で私の質問は終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長

6番、佐藤 保議員の一般質問は終了しました。

14時15分まで休憩いたします。

午後 1 時58分 休憩

午後 2 時14分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、3番、福士 稔議員の一般質問を行います。

福士 稔議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

福士 稔議員、質問席へ移動願います。

(福士 稔議員、質問席へ移動)

○議長

福士 稔議員の一般質問を許可します。

○3番

(福士 稔議員)

議長の許可を得ましたので、第4席、議席番号3番、誠心会の福士 稔です。よろしくお願ひいたします。

今日は大きな2つのことについて、質問をさせていただきたいと思ひます。

まずは1番として、ため池の管理について。非常に単純な質問だと思うんですけども、昔かなり沼とかがありまして、我々も小さい頃よく遊んだわけですけども、このため池について、私、広船出身ですけども広船にはため池が今、4つございます。管理そのものが広船では水利組合で行っておりますけれども、多分平川市にもいろんなため池あると思ひます。あるはずですよ。この質問をしようと思ったのは、広船の水利組合のほうから、近年すごく釣りに来る方が多くて、特に小・中学生、大人もおります。いろんな意味で、管理についてのお伺いをしたいと思ひてございます。土日になりますと、子どもたちが来るわけですよ。もちろん、大人も来ます。大人も来ますけれども、正直な話、ブラックバスという釣りが好きな方は引きが強くてすごい楽しいんだそうです。それはそれでいいんですけども、子どもたちにとっては楽しいことかもしれません。

しかしながら、平日であれば土日以外、学校が終わってから4時から6時くらいの間です。それこそ、御飯支度もないので、自転車で2、3人来ると。非常に田舎らしくて、すごい景観がよくていいんですけども、水辺のほうまで下りて行って釣りをしているんです。道路側は、それこそいろんなため池あると思ひますけれども、釣りができるような環境でそんなに危なくはないんですけども、一番私が気にしているのは、このため池というのほどこで管理しているのかなど。担当課のほうに聞いたら、市では8つくらい登録されていると、そういうお話も聞きましたけれども。実際はどれくらいのそれこそ数があるって、本当に登録されているものが幾らあるのか。まずはその点についてをお聞きをしたいと思います。

それと、私この一般質問の通告で環境整備というところ、ちょっと出すときに変な文字でやってしまったんですけども、目的はもちろん農業用水、それから山火事等の治水、そういうものだと思うんですけども、この環境の整備、そしてこれがどこで行っているのか。そして、そのため池がある地域はどのような形でやっているのか、そういうことについてまずはお伺いをしたい、それが①番目。

②番目、釣り人と自然保護の注意喚起看板の設置について。先ほども申しましたけれども、やはり大人は自己責任でよかろうと思ひますけれど

ども、非常に私は子どもが気になります。うちのほうの水利組合でもそれこそ、四六時中見ているわけにはいかないので、やはり事故があった場合はどういうことになるのか。ちょっと気になりまして、これ皆さんがこういう考え、私に教えてくれたので今日は市としてのこの取り組み方、市で本当に管理しているのか、まったく町会に任せきりなのか、そういうことも合わせてお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

福士 稔議員御質問の、ため池の管理についての御質問2点にお答えをいたします。

目的と環境整備についてであります。ため池は、降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するため水を蓄え取水できるよう、人工的に造成された池であります。

機能としては、農業用水の確保だけでなく、生物の生息・生育の場所の保全、地域の憩いの場の提供など、多面的な機能を有しています。また、雨水を一時的にためる洪水調整や土砂流出の防止などの役割も持っています。

当市のため池台帳に登載されているため池は、23か所存在しております。そのうち、農業用ため池として機能しているものは11か所であり、管理は町会や各地区の水利組合が行っております。

2点目の釣り人と自然保護の注意喚起看板の設置についてであります。

当市において、近年ため池での事故は発生しておりませんが、全国的に5月から9月までが事故件数の多い時期となっております。

全国における事故件数は、過去5年間の平均で24件発生しており、その原因としては、釣りや水遊び等の娯楽によるものが最も多く、全体の25%を占めております。

市内の大半のため池については、ガードレールや転落防止柵が設置されているなどの安全対策がされているものの、注意喚起のための看板については、新館のあしげ堤以外は設置されていない状況であります。

安全を確保し生命を守る上で、転落防止柵や注意喚起の看板設置は非常に重要と考えます。

そのため、ため池周辺において足元の安全性のための草刈りの実施、さらに中山間地域等直接支払交付金の活用による看板の設置など、各水利組合等へお願いしたいと考えております。以上であります。

○議長

福士議員。

○3番

(福士 稔議員)

ただいま23か所中11か所があるということでしたけれども、そうすれば市の管理と考えてよろしいんですか。そこがまず1点お願いします。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

ただいまの質問にお答えいたします。管理者はあくまでも水利組合か町会ということになっておりますので、そちらのほうでということ認識しております。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

あくまで町会と、その地域の水利組合ということでした。考えたくはないんですけども事故が生じたとき、やはりそういうことはきちんとしておかないといけないのかなと私も思います。広船の場合をとっても、水利組合といってもそれこそ管理、草刈り、それから河川の掃除とかそういうことはやっていますけれども。本当に釣りというのは、それこそしてはいけないと釣りを制限することはできませんので、私は本当は市で管理して委託してやっているのかなとそういう感覚で考えていたんですけども、市ではそういうものがないという今の答弁でしたので、それはそれで仕方がないことだなどは思います。

ただしやはり、事故が発生もしているという事例もございますので、そこらへんのところはやはりもう一度再考して考え直す必要もあるのかなと、そんな感じも受けます。

関連の質問もさせていただきます。私、先ほどブラックバスと言いました。ブラックバス、外来種です。魚ばかりではありませんけれども、カメでも何でも外来種、いっぱいございますけれども。例えば、沼地あたりでその外来種が出れば、10数年前随分問題になりました、いろいろ。皇居の堀にもいっぱいいると、そういうこと随分やっていたけれども、平川市としてはこの外来種がいてそれをわかっていながらという、外来種に対する規制とか定義とかあるんですか。お答えお願いいたします。

○議長
○経済部長
(西谷 司)

経済部長。

正式にはそういった外来種の調査などそういったものは行ったことは存じ上げておりません。ただ、最近全国的に外来種が非常に話題となっております、よくテレビ番組のほうでも外来種の駆除についてはいろいろと取り組みをなされているということは拝見しておるわけですが、当市のため池等の中に生息する外来種の状況については把握してございません。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

わかりました。ため池ですので、あまりこういう突っ込んだ話はやめようと思います。しかしながら、外来種とわかっていながらというのも、もうちょっと考えないといけないのかなとそういうふうな考えもございます。

いろんなお話もさせていただきましたけれども、とりあえず危険であることは確かです。普段であれば大人が来て子どもを連れてくるんです。それこそ平日の4時から6時といえば、学校から帰っても誰もいないから友達と釣りに来るのかもしれませんが。それこそ、もし事故がないようにとはいれば声がけもするんですけども、声がけのできないほうまでずっと行って釣ったりしているので。看板はございます。平川市と広船の場合は広船町会、柏木農業高校の看板、ずっと前に設置した看板ですけども。わたしはやはり、ため池で釣りをするのは悪いことではないし、自然的でとてもよいことだと思うんですけども、入ってはいけない場所、非常に危ないんです。正直なところ、見ていると。子どもたちはどうい

ものがちょっとしたことで事故になるかもわかりませんし、やはりそういうところは、進入禁止とかいろんなものでも結構ですでお話をしながら、注意喚起の看板だけはぜひとも設置をさせていただきたい。今はまだいいんです。これから夏休みに入ります。せば、毎日来るんです、毎日。そうするとやはり、うちらとしてもいつも見ているわけにもいかないし、やはりそういうふうに関心のあるスポットなのかもしれませんけれども。やはり、事故ということを考えればため池であっても、それなりの対応策はとっていかないといけないのかなと思ってございます。今後この注意喚起、いろいろ環境の保護も含めながらそういう注意喚起、お話をしながらいい文句を考えてぜひとも設置をしていただきたい、提案でございまして。できるかできないかはわかりませんが、それをぜひともやっていただきたいと思います。それについては、何かございせんか。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

先ほども御答弁で申し上げましたが、確かに危険でありますので子どもたちの注意喚起を呼びかけることは大事だとは思いますが、一義的にはその管理者の水利組合、あるいは町会等で市のさまざまな補助金等もございまして、それらを活用しながら注意喚起をしていただきたいというふうに思います。

外来種、ブラックバスについては、これは議員が御指摘の広船の嘉瀬沢の堤には、昔はいなかったものでございます。かつては水利組合では、コイ等を放して管理をしていたというふうに私は記憶しております。ブラックバス等が入ると、コイとかフナとかそういう自然環境の生態を壊してしましますが、それを市としてブラックバス退治をやるとかということになるとまた、ちょっと違うのではないかなと。一義的にはやっぱり、管理者の皆様はその辺のところは管理をしていただければなというふうに思います。水を出してしまわないと、とることはできないと思いますし、釣り人たちが引きが強いからということでブラックバスを放して釣りを楽しむということが平川市のみならず、ほかのところにも多く見られて困った現象になっているというふうには聞いております。ですから、その辺のところも議員にも御理解いただいて、まずは危険のないようにという注意喚起を管理者の皆さんにさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長

○3番

(福士 稔議員)

福士議員。

わかりました。内容的にはわかりましたけれども、そういう形でやはり事故のないように、いくらため池であっても事故が起きれば大変なので、そういうところは周りからいろいろと攻めていきたいというふうに思います。どうか注意喚起の看板だけは心の中に入れておいて、いい時期が来たらお願いしたいなとそう思ってございます。この質問は終わろうと思いましたがけれども、小・中学生の釣りについて、ちょっと教育委員会のほうでも、夏休みの前にそういう子どもたちにお話だけさせていただければ

などと思います。通告はしておりませんので、別段返答はよろしいので、よろしく願いいたします。それで1番目のため池の管理については終わりたいと思います。

2番目、農業における労働力確保対策について。この労働力確保対策、農業ばかりではございませんけれども、特に平川市は農業、水田とリンゴです。これが突出して行われている地域でございます。労働力確保については、確保というよりも労働力不足についてはる説明しなくても皆さんいろいろわかっていると思ってございます。私も以前、労働力確保対策については質問はいたしました、私もリンゴ農家でありますので、特にリンゴ栽培の労働力が不足してございます。今、行われているのは津軽みらい農協、農作業無料職業紹介事業というものがございます。ふれあいにも入ってきています。非常にこれ、希望者が少ないんです。そして、平川市にありますシルバー人材センター、これもリンゴ作業に従事できる会員が非常に不足してございます。現在は十分に対応できるスタッフ、人員が備わってございません。1週間に2日、3日というのが農家の人たちに来れる割り当てだそうでございます。

さまざまな問題もありますけれども、この労働力確保については非常に頭が悩むところなんです。ただ仕事に来いと言うわけにもいきませんし、農家自体本当に忙しい時は忙しい。冬場は剪定は技術なので、冬場はいらないと。これが今の現状です。いろんな要素がございますけれども、平川市でもこれからこれはもう避けては通れない。先の市長選の時だと思えますけれども、農業人口26%とかつて言っていましたけれども、多分そのくらいあると思えますけれども、今、リンゴ産業非常にいい時期です。いい時期なのにリンゴがつかれない。非常に私、残念だと思います。これに力を入れれば、市税が入るわけです。税金が入るわけです。これを手をこまねいていると、今度リンゴやめる人に補助金出さなければまねくなる。考えたくないけれども、非常に労働力不足というのは、確かに農家の人が直接考えるべき問題でもありますけれども、こんなに広範囲に労働力不足が全県的全国的になってくると、非常に労働をやる人が少ないというよりも、技術を伴うのでなかなかないんです、正直なところ。やはりこれは平川市としても、農業立町をうたっているわけですから、この労働力不足はきちんとした形でこれからも考えていかなければいけないのかなと思ひましてこの取り組み方、今現在の市の対策というのはあるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

そして②番目、外国人実習制度の新たな改正案について。これも私以前、答弁は求めませんでしたけれども外国人の労働者、いろいろお話をさせていただきました。その後私もいろいろと勉強させていただきました、いろんなところに行っているいろんな話聞いたんですけれども、非常に難しい。まずはただ話をしないで、おさらい、外国人技能実習制度、外国人を日本の企業や農家などで受け入れ、そこで習得した技術を母国の経済発展に役立つ

ててもらう制度。1993年に創設。期間は最長3年だったが、昨年11月の技能実習適正化法の施行で最長5年になった。職種は農業や機械加工、自動車整備などに介護が加わり、仕事の内容としては77にも上る。現在はベトナム、中国、フィリピン、これが順位で日本に入ってきているそうございます。この外国人の実習制度、私前に質問したとき、県の農業構造政策課です。お話した後にそれこそ国のほうに緩和策を入れた陳情書を出したそうですけれども、その後新しい改正法案というのがあるのかないのかよくわからないんですけれども、そういうものが出ているのかどうか、そういうことも含めて聞きたいと思います。この2点、よろしく願いいたします。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

福士議員の農業における労働力確保対策についての御質問、2点についてお答えをいたします。

(長尾忠行)

議員御指摘のとおりでございますけれども、本市は農業立町ということで進んでおりますし、一次産業の就業人口も26%、全就業人口のうちでありますけれども、26%を数えるということでもあります。全国平均から見れば、かなり高い一次産業従事者数でありますし、併せて議員御指摘のリンゴ栽培者における労働力不足というのは顕著に見られております。人口減少が進み、高齢化が進んでいる中であってますますそういう状況は進むものと認識をしております。従って、労働力確保対策につきましては、かねてから喫緊に取り組むべき課題だというふうに認識しておりました。

昨年度も、青森県知事に対する重点要望の際、フリートークの話題として取り上げました。その中で、青森県が平成28年度から実施している「援農隊マッチング支援事業」や津軽みらい農業協同組合で実施している「無料職業紹介所」の実態についてフリートークを行ったところであります。その際に、農業経験者だけの人材確保には限界があり、いかに未経験者を農業支援の場に引き込むかが、課題であるとされたところであります。今年度、青森県では「地域労働力補完システム構築事業」や「果樹生産労働力不足対策事業」により、農業未経験者を対象とした実践講習の開催、補助労働者と生産者とのマッチングなどに取り組むこととなっております。当市でも、今年度から初心者でもりんご作業に従事できるよう、基礎的講習会や技術的なサポートなどを実施し、未経験者がリンゴ作業を体験できる機会を提供し、労働力の掘り起しをしてまいりたいと考えております。

次に、外国人技能実習制度の新たな改正案というかそれはあるのかという御質問でございますが、外国人技能実習制度の主な改正内容につきましては、まず1点目として、先ほど議員のほうからも御指摘がありました、技能実習期間が最長3年から最長5年まで拡大されたことであります。これは、技能実習実施者及び監理団体が所定の条件を満たし優良と認められた場合、技能実施期間が2年延長となり、最長5年間の受け入れが可能となりました。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

2点目として、農業分野における業務の範囲に、農畜産物を原材料として使用する製造・加工の作業が認められました。これまで、青森県のような積雪地では冬場の実習作業がなく、6か月から9か月程度で実習生が帰国しなければならない状況でしたが、改正により、冬期間は加工や製造などの作業ができ、通年で受け入れができる可能性が広がりました。

3点目としては、農協が実習実施者となり、技能実習生を受け入れることが可能となりました。この場合、農協は組合員と請負契約を締結し、農協の指揮命令のもと、組合員の園地や農協の施設で生産等の実習を行うこととなります。このことにより、2点目同様、通年での技能実習が可能となったほか、契約を締結した複数の農家での実習が可能となったこととなります。以上であります。

福士議員。

ありがとうございました。この労働力確保、一応、国と外国人がごさいますので分けて一つずつ質問したいと思います。それこそ日本人バージョン、日本人バージョンといえちよとおかしいんですけども、隣の黒石ではホリデー型、今、募集してやっております。それこそ私は市でやれというのではなくて、何かの基点をつくってやっちはいかなものかなと。まず、やり方はいっぱいあると思います。ただ、労働力といっても農家の人自体がいい生活してごさいます。毎日、ただ忙しい。そういうところには仕事には来ません。年に3回ぐらひは旅行に行く、1週間に1回は外食だと。やはりそういう明るい農村じゃないですけども、明るい農家のイメージをつくらないとなかなか人が来れないだろうと。そういうふうには私は考えます。この労働力確保自体、以前の前にやはり農家の生活のスタイルがあると思います。私はやはり、市で対応するのはそういうところからカタログをつくって、こういうふうな農家もいるんだと。夢を与えるような、そういう農家にぜひ仕事に来ませんか。私はそういう感覚で、物事は進めていったほうがいいんじゃないかとそう思います。

ちよと余談になりますけれども、私それこそ先ほど言われました農家蔵のファームステイ、もう10数年やっておりますけれども、あれ中・高校生ですけども、体験ですので修学旅行の一環として、半日か一日体験させて、生徒たちはすごく喜ぶわけです。体験ですので労働力ではごさいませんけれども、私はその成人バージョンなんかをつくったらどうなのかなと。隣の黒石ではワーキングホリデー、いろんなこう3つくらいやっています。内容もちやんとわかっていますけれども、それをまねしてやれとかというのではなくて、やはり明るい農家をイメージした、そういう労働力を求めていくのが筋かなと。そんな感じします。まずはその点を1つ。例えばそういう体験型とか、それこそ今度9月からそういうことに取り組むという先ほどそういうこともおっしゃいましたけれども、それはどのようにやっっていくのかなと。そういうことも含めて、もし何かありましたら。それ一つお願いしたいと思います。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

福士議員から非常にいい御指摘をいただきました。まず、農家が元気になっていくということに関しましては、農業で生活ができるという一義的には基盤をつくらなくてはならない。基盤ができた中であって、いかに労働力を確保するかということになっていきますと、議員が御指摘あったように明るい農家のイメージをつくって、やっぱり農業は楽しいんだというそういう思いを持たせなければならないということは、私も同感であります。

ですから、黒石市で行っているワーキングホリデーもそうですけれども、いわゆる県外からの体験型の農作業を体験していただくような、そういう体験型の実習といいますか、農家民泊を兼ねてもいいんですがそういうことができないかどうかということは、一つの方法ではないかなというふうに思っています。今、市で農業未経験の方々に摘果やあるいは葉摘み、リンゴ農家の作業等をしていただく実習をしたいなということで取り組もうとしておりますけれども、そういうことも含めながら今後、議員御指摘の明るい農家のイメージをつくるための作業とすれば、じゃあどうということがいいのかということもまた、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○議長
○3番
(福士 稔議員)

福士議員。

よく内容はわかりました。これ本当に難しい問題ですので、いちいちもう少しずつやっていかないとなかなか答えが出ないと、そう思ってございます。この問題については、これ国内バージョンですけれども、やはり日本の仕事は日本人がやるのが一番いいと思います。それで今後ともこういうことを基点にしながら、前に進めていっていただきたいと思っております。

もう一つ次、外人バージョンいきたいと思っております。それこそ私、前に外国人技能実習制度いろいろお話ししましたけれども、その後勉強をさせていただきまして、非常に難しいと。まずは入管の制度、それからもうぼちちと言います。往復の飛行機代、旅費です。それから日本語の勉強、それから各種保険と日本の簡単な法律、これ教えなければいけません。一番大きいのが、住まいの提供です。そして次にくるのが賃金。最低保障で今年も上がりました。平均時給800円でございます。やはりこのようなさまざまな経費がありまして、私もいろいろ考えたんですけれども、非常に今の状態では、農家でこの制度を使っていくら国の制度といっても、国が勝手にやっているわけです。これ、職種が農業だからではないんです。繊維業界、建設業界、そういうものテレビでいっぱいやっています。賃金の不払いとか、過労死とか、そういういろんな問題ございます。そういうふうにはただ安く使っている、そういう事例もあります。そういうことがあるので、だんだん厳しくなっていくんですよ、厳しく。だから私は前に質問したときに、この制度を使って市でなんとかこういうのも構築していければなと思ったんですけれども、やっていくうちにこれはやめたほうがいいんじゃない

いかなと、本当そう思えてきました。

一般質問通告を出して1週間ぐらいたってから、5月の末くらいです。今度、政府が骨太の方針出しました。骨太の方針。農業分野にも全部、業種が増えると。介護まで。やはりまた、ああいうのも出てくると市でもこういうものを利用して何かやっていたらいいのかなと私も今、宙に浮いた状態で外国人労働制度をどういうふうにして活用していいのかなとかなり苦しんでいるところですけども、国内はいい生活をすれば見せられますけれども、外国人はお金を多く与えないと来ません。そういうふうになっているそうでございます、お話を聞いたら。それで仕事はすごくするんです。仕事はすごくするんですけども、日本の労働に合わせたスタイルでやっていかないといけないので、これも結論は出ないんですけども、やはり何かの形でやはり外国人労働者、そして今の国内の近隣の人を使った労働者、やはり形を2つに分けてこれからもう少し勉強させていただきたいなど。これは本当に喫緊の課題です。もう10年経てば大変です、多分。そういうことを考えれば、市にお金も入りません、税金。やはりそういうことも考えてほしいと思います。私はそういうことも考えながら、まだ答えは出ませんが、理事者側にもそういうところを十分に考えていただいて、やはり農家の相談には乗ってほしいとそう思うでございます。今、現在海外バージョンでちょっとあれですけども、シルバー人材センターでは先ほど週に2日か3日しか行かないと言いましたけれども、今はいいんです、今は。今はちょっと期間が長くてもそれこそ仕事が間に合うんです。8月までやれば。一番困るのが収穫期、10月11月も同じ現状です。収穫は待たないでございまして、そういうところも含めながら今後とも労働力確保について、皆さんで知恵を出してやっていただきたいと思います。切に願ひまして、あえて答弁は求めません。これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長

3番、福士 稔議員の一般質問は終了しました。

(「続行」と呼ぶ者あり)

○議長

第5席、7番、佐藤 寛議員の一般質問を行います。

佐藤 寛議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

佐藤 寛議員、質問席へ移動願ひます。

(佐藤 寛議員、質問席へ移動)

○議長

佐藤 寛議員の一般質問を許可します。

○7番

(佐藤 寛議員)

質問する前に、このたびは質問の機会を与えてくれました議長さん始め皆さんに感謝します。7番の活政会の佐藤 寛でございます。私は一般質問でこれ、一括質問で全部今ここで言いますので、ひとつ簡潔に市民の皆さんが納得いくような答弁でよろしく願ひします。

1番先は、歩道についてであります。市道の歩道です。それから①番目、歩道の補修について。それから②番目、途中で途切れている歩道整備について。それから次、2番目高齢者ふれあいセンター入口の階段解消につい

て。それから3番、道路脇の開渠側溝について。4番、大坊にある旧豚舎について。5番、新本庁舎の植栽について。5番の①番、松の木3本と花を植えてはどうか。その次②番、観光や環境によい庭園づくりについて質問させていただきます。答弁者の方はぜひひとつ、市民の皆さんが納得いくような答弁をお願いします。よろしくをお願いします。

それで1番の歩道についてでありますけれども、市道の歩道です。歩道の補修について、①番。

質問の趣旨は、市が管理する歩道の路面が損傷しているため、利用者がつまずいてけがをするおそれがあります。また、陥没やひび割れなどの箇所についても通行者に危険が及ぶものと思われます。そのような箇所について補修及び草刈りできないものかお伺いします。

それから②番目について、途中で途切れている歩道整備について。

市道の中には、同じ路線の中で歩道が一部設置されていない区間があります。急に歩道が途切れると夜間の利用者や通学の児童などに危険が及ぶ可能性があると思われます。そのような箇所について市が歩道整備できないものかお伺いします。

そして第2、高齢者ふれあいセンター入り口の階段解消についてであります。高齢者ふれあいセンターについて質問させていただきます。

高齢者ふれあいセンターは65歳以上の市民が無料で入浴できる施設で、入り口まで階段になっており、隣にスロープが設置されています。これは皆さん見てもわかるとおりでございます。利用者の中には、かなり高齢な人もいて、最近では電動のシニアカーで通っている人もいます。

しかし、現在のスロープではシニアカーの人は入り口まで昇っていくことができなくて、スロープの下にシニアカーをとめて、歩いてスロープを昇っています。足の不自由な高齢者もいますし、今後ますます増える高齢者の中にはこのようにシニアカーを利用する人も増えてくると考えられます。私も含めてです。階段部分をなくして全面をスロープにし、シニアカーで入り口まで昇り降りできるように改修してほしいという利用者の声も私のもとに届いております。10人か20人くらいは来ていると思います。もっと増えると思います。このような全面スロープ改修に対する市長の考えをお伺いします。高齢者の方や障がい者の方も一人の市民なんです。大事な市民であります。ぜひとも考えてもらいたいと思っております。

そしてまた3番目、道路脇の開渠側溝についてであります。私、事務局のほうから、蓋のない側溝というの開渠側溝とすると聞いて、本当にいい勉強になりました。

市道に設置されている道路側溝の中には、蓋がない開渠側溝が多いため、歩行者が側溝に落ちたり、車両が脱輪したとの話をよく聞きます。私もありました。去年、碓ヶ関で側溝さ落ちてしまって、蓋があれば済むものさ。雪でブルでこう上をかいていくわけだいな。それを脇さ寄ったつきや側溝さ落ちていってしまって、そういうことがありました。それで危険防止の

ため、市内全域の側溝に蓋を設置するなどの整備をできないものかお伺いします。

それから4番目、大坊にある旧豚舎についてであります。

大坊町会にある旧豚舎は、老朽化が著しく、一部が崩れるなど危険な状態にあると思われます。国道からも近いため、景観を損ねている状況でもあります。

今後、倒壊した場合、付近の住民や通行人などに被害が生じる可能性がありますので、市で解体することはできないものかお伺いします。

そしてまた5番目、新本庁舎の植栽についてであります。

①番、松の木3本と花を植えてはどうかということで、その質問の趣旨は、4月25日に開催した議員全員への新本庁舎建設基本設計案の説明において、3町村が合併したことから市の花鳥木である松を記念に3本植栽してはどうかと1名の議員から要望があった。多分私だと思います。私もその意見には同感で、記念樹として3本の松の植栽をお願いしたいと思っております。

また、旧診療所にある桜の木について移植を検討している模様だが、花や葉が散った後の処理や剪定、虫が発生した時は薬剤散布が必要となり、移植後においても維持管理費がかかります。プロの方でないとできないからです。プランターなどでも簡単に栽培でき、薬剤散布なども必要とせず、草刈りのみで植えばなしでも翌年花を咲かすことのできる、例えばユリ科のチューリップなどを庁舎入口付近に植栽することで、庁舎を訪れる市民の目を楽しませることができると思うが、市長の見解を伺います。

そして5番の②です。観光や環境によい庭園づくりについて。質問の趣旨は色とりどりの花を一面に植栽し、例えば横浜町の菜の花の畑のようなきれいな花の庭園をつくることで、庁舎を訪れる多くの人の目を楽しませることができる。花は、木の植栽管理より比較的手間がかからず、環境にも優しく、花を目的に人が集まることでにぎわいの創出にもつながると思うが、市長の見解をお伺いいたします。

この5つの質問についてぜひひとつ、市民の皆さんが納得いくような答弁をしていただければ、再質問はやりませんので、ひとつよろしくお伺いいたします。以上です。

市長、答弁願います。

佐藤 寛議員の大きく分けて5点の質問についてお答えをいたします。

まず、歩道についてであります。市が管理する歩道は、延べ延長49.8キロメートルあります。職員が通常業務の中で巡回パトロールを行い、路面に損傷等があった場合は、舗装の穴埋め及びパッチング等で維持補修に努めております。

また、歩道の補修については、市民からの通報や町会からの要望など、緊急性を重視しながら実施しております。今後も歩道に限らず、道路施設等に損傷等異常が発生し通行者に支障を来している場合は、迅速に対応す

○議長

○市長

(長尾忠行)

るよう努めてまいりますので、御理解を願います。

次に、途中で途切れている歩道整備についてであります。歩道整備が必要な路線の中で、歩道が一部設置されていない区間等につきましては、地権者から、用地取得、支障物件の移転補償など了解が得られない区間、また、橋梁など大型構造物の必要性により事業費が多額となり、実施が困難な区間などが挙げられます。町会などから要望のある通学路等においては、歩道の未整備区間及び新たに整備が必要な路線に関しては、快適な道路環境の確保に向け、安全に歩行できるよう、現地の歩行者利用状況、地権者等の事業同意状況など整備必要性等を調査し、実施に向け進めてまいりたいと考えております。

次に2点目の、高齢者ふれあいセンター入り口の階段解消についてであります。

高齢者ふれあいセンターは平成8年度に高齢者が無料で温泉に入れる施設として建設されました。昨年度は一日平均106人の方が利用しており、高齢者の憩いの場となっております。この施設は入り口に3段の階段がありますが、階段の昇り降りが難しい高齢者のために、脇にスロープと手すりを設置しています。その階段も通常より段差の低い高齢者向けのものとなっており、利用者の約8割の方が階段を使用しています。議員御指摘のとおり利用者の中には、電動のシニアカーで通われている方もいらっしゃいます。

しかし、スロープは電動シニアカーで昇ることを想定して設置したものではありません。仮に全面をスロープにしてシニアカーが入り口まで昇れるように改修した場合、踊り場を拡げることで傾斜部分が急になったり、歩行者とシニアカーが接触することも懸念されます。

また、高齢者ふれあいセンターは、65歳以上であれば誰でも自由に使用できますが、心身の状態がある程度自立した方を対象とした施設となっております。高齢ゆえに足腰が不自由な方がいらっしゃることも理解しておりますが、御自身の心身の状態によっては、当施設を介助なしに利用することは、入浴中の事故につながりかねません。

これらのことを総合的に判断し、市といたしましては全面スロープに改修する考えはございませんので御理解をいただきます。

次に、道路脇の開渠側溝の整備についてお答えします。

道路脇の側溝については、集水機能の確保及び維持管理の面から、基本的には開渠とするのが原則であります。

しかし、道路敷地の制限や沿道状況の形態によって、路肩や歩道としての有効幅員を確保することを目的に、蓋付きの側溝として整備を進めているところであります。現在、市が管理している市道延長は、約1,025キロメートルで、舗装整備済み区間は約427キロメートルであります。市内全域の側溝に蓋を設置する等の整備につきましては莫大な事業費を要します。

このような実情から、蓋付の側溝整備等に関しては、町会要望箇所の中

から緊急性、必要性等を検討し優先順位をつけながら順次整備している状況にあります。

今後も計画的に整備してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に4点目、旧豚舎（大坊）についてであります。

旧豚舎について、市で解体できないものかとの御質問についてお答えをします。平成27年度に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」において、空家等は、第一義的には所有者等がみずからの責任によりの確に対応することが定められており、憲法上の財産権も保障されているため、個人の財産であり所有者がいる場合は、原則的に市が解体することはできません。

また、地元の町会からも同様の相談があり、市と所有者、不動産業者も交えて改善に努めた結果、解決に至らなかったという経緯もございます。現在は、所有者に対して立入調査の実施と建築物の所有の確認を行っているところでございます。

今後も、危険な空家等につきましては、所有者等の調査及び立入調査を進め、順次、特定空家等に認定し、その所有者等に対して法に基づく措置を進めてまいりますので御理解を願います。

最後、新本庁舎の植栽について、御質問2点についてお答えをいたします。

松の木3本と花を植えてはどうかとの御質問であります。

現在、お示ししている基本設計案では現庁舎の北側に植栽されている既存の松1本のみ残す計画としております。

次に、花を植えてはどうかとの御質問でございますが、議員が提案されるチューリップは開花している期間が約2週間程度と見ごろは非常に短いものであり、チューリップが終わってから、長きに渡り市民の目を楽しませるためには他の草花と一緒にしなければなりませんので、一定の維持管理が必要となります。花の植栽については、外構計画全体のバランスを考え、市民の目を楽しませることができる適切な場所に計画したいと思っております。

2点目の観光や環境によい庭園づくりについてであります。

色とりどりの花を植栽し庭園をつくれば庁舎を訪れる多くの人を楽しませることができますが、花の庭園となると一定規模の面積が必要となり、現在の外構計画の中では配置することが困難であると考えておりますので御理解をいただきお願いをいたします。

なお、花の植栽については、先に答弁しておりますとおり、適切な位置に計画したいと思っております。以上であります。

佐藤議員。

わかりました。よく答弁していただいたことについてはわかりました。ただ、私どうしても腑に落ちない疑問な点があるんですけども、高齢者ふれあいセンターはだれでも歳いけば利用することになるんですけども、

○議長
○7番
(佐藤 寛議員)

市長の答弁について私、ちょっと腑に落ちない点があるんですけども、例えば電動シニアカーが踊り場を広くしてくれれば電動シニアカーが自由に出れるわけです。そしてまた階段で、階段をスロープにするって、全部が全部スロープにしなくても、階段を少し残してもいいわけなんで、例えばコンクリートでやるとお金がかかっていけないとかという場合は、鉄板を階段の上さ敷いてやるとか、私知り合いの鉄骨屋さも見てもらったことあるんですけども、去年。そしたら、鉄板でやれば2.5ミリの鉄板で途中さそれこそ足を組ませるとか、はりを入れてくれるとか、そうすれば立派にできるという話も聞いたことあるんです。だからそうすると階段も残す、若干残せばいいだけなんで、そうすることによってシニアカーでも歩けるわけですよ、回って。それからほかの温泉なんかに行くと、例えば柏木温泉にしても鷹の羽温泉にしても大坊の温泉にしても、シニアカーが自由に回って歩けるんです。それこそ、踊り場が広がっていて。だから、そういうふうにして改修すれば、階段が3段を2段にしてもいいんですよ。そして、広げるにしても、とにかくシニアカーが回ればいいわけですので、何らかの工夫をしてやればできないことはないと思うんです。私、1週間くらい前にも見に行きましたけど、何か工夫すればできると思います。ですからだめだということではなくて、もう一度考え直してぜひひとつ高齢者のためにも、障がい者のためにも何とかやっていただけないものかなと思っております。以上で終わります。よろしくお願ひします。

- 議長
- 7番
(佐藤 寛議員)
- 議長
- 市長
(長尾忠行)

答弁いららないんですか。

答弁していただければいいです。それでお願ひします。

市長。

佐藤議員の御指摘も理解できないわけではありませんけれども、そもそも高齢者ふれあいセンターはシニアカーで行かれる方のみが利用しているわけではありません。ですから、シニアカーを利用している方がふれあいセンターのお風呂に入るとすると、シニアカーをその場所に上に置かなければならない。そういう場所を広くとらなければ、そういうふうな広くしてシニアカーで上に行けるような意味はなくなってくるのではないかと思います。

ですから、スロープがありますので下のほうにシニアカーを停めていただいて、スロープに手すりもついておりますので、不自由はおかけしますが、歩いてお風呂のほうに入っただけでないものかというのが私どもの考えでございます。

そもそも、先ほども申し上げましたが、そうすることができないような方があそこのお風呂に入った場合、いわゆる危険でございますので、介助が必要な人の場合であればやはり、あそこは利用していただくのは、そんなにしている人も常時いるということではございませんので、御遠慮いただかなければならなくなる施設ではないかなというふうに考えております。

○議長
○7番
(佐藤 寛議員)

その辺のところも佐藤議員に御理解いただければと思います。

佐藤 寛議員。

わかりますけれども、例えば一つの例で言えば大坊温泉なんかは私、よく行っているんですけども、大坊温泉なんかは下駄箱のところまでシニアカーで行けるんです。そしてそこに小さいすっこ置いて、そこから例えば行っている人は棒つっぱって行くわけだな。どうにか歩いて行って、風呂さ入って帰ってくる。それ柏木温泉でも私、見たことあるんです。下駄箱のところまで車で行くんです。下駄箱のところの脇さ車を置いて、そして棒つっぱって行くんです。それで私、手っこ引っ張って歩いて行ったこともありますけれども。やはり、何らかの一応、障がい者も電動カーを持って利用している人に直接聞いてみるのも一つの方法です。何とか具体的な、時間かかってもいいのですがすぐやれというんじゃなくて、ぜひひとつ考えていただいて、それを障がい者のためにも考えていただいていい方向さ持っていけないかなということでもあります。

それで、ほかのことについては私、きちんと納得しておりますのでこの部分だけ一つもう一度考えてみてはどうかと思います。以上です。もう一回、ごめん。すいません。

○議長
○市長
(長尾忠行)

市長。

何度も同じことを繰り返すようで申しわけありませんが、高齢社会が進んでまいります。その中で歩行が困難な人に対する対応というのは、考えなければならない部分もありますが、ただふれあいセンターそのものをシニアカーで上まで行かなければならないのか、下に降りてスロープがないわけではないので、すべて階段を使っていたらいいということではなくして、そこにスロープを設置してあります。ですからそのスロープを活用していただいて、御利用いただけたらよろしいのではないかとこのように思います。

○議長
○7番
(佐藤 寛議員)

終わっていいですか。

佐藤 寛議員。

シニアカーを利用する人は下のほうに置いていくのもいいんですけども、足が悪くて、やっと歩いている人もいるわけだ。そういうことです。以上です。終わります。

○議長

7番、佐藤 寛議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

次の本会議は、12日、午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時25分 散会